

## 参考資料 1 地下水の水質保全に係る施策体系と環境省の主な過去からの取組

### 1. 地下水の水質汚濁に係る環境基準の設定

環境基本法第 16 条の規定に基づき、28 項目について、人の健康を保護する上で維持することが望ましい基準（環境基準）を設定。（直近の改正：平成 28 年 3 月 29 日、「塩化ビニルモノマー」の項目名を「クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）」に改定。）

### 2. 水質汚濁防止法に基づく規制など

#### (1) 地下浸透規制

有害物質を含む水の地下への浸透を制限。（水質汚濁防止法第 12 条の 3）（直近の改正：平成 24 年 5 月 25 日、1,4-ジオキサン、塩化ビニルモノマー、1,2-ジクロロエチレンの 3 物質を地下浸透規制等の対象項目に追加。）

#### (2) 都道府県による常時監視

都道府県知事は測定計画に基づいて地下水の水質汚濁の状況を常時監視し、その結果を公表。（水質汚濁防止法第 15 条第 1 項及び第 2 項、16 条、17 条第 1 項）

#### (3) 事故時の措置

特定事業場、指定事業場、貯油事業場等において汚水の流出事故が発生し、地下に浸透すること等により人の健康や生活環境に係る被害が生ずるおそれがある場合に、事業者に対して応急措置の実施及び都道府県知事への届出を義務付け。（水質汚濁防止法第 14 条の 2）

#### (4) 浄化措置命令

特定事業場又は有害物質貯蔵指定事業場において有害物質を含む水の地下への浸透があったことにより、現に人の健康被害が生じ、または生ずるおそれのある場合、都道府県知事は特定事業場等の設置者に対して浄化措置をとることを命ずることができる。（水質汚濁防止法第 14 条の 3）（直近の改正：平成 27 年 10 月 21 日、トリクロロエチレンの基準値を 0.03mg/L から 0.01mg/L に改定。）

#### (5) 構造等に関する基準の遵守義務

有害物質使用特定施設、有害物質貯蔵指定施設における構造等に関する基準の遵守、定期点検の実施等を義務付け。（水質汚濁防止法第 12 条の 4、第 14 条第 5 項等）

### 3. 指針等の策定（参照：[http://www.env.go.jp/water/chikasui\\_jiban.html](http://www.env.go.jp/water/chikasui_jiban.html)）

#### (1) 土壌・地下水汚染に係る調査・対策指針（平成 11 年 1 月）

土壌・地下水汚染について、調査から対策までの手法を示した指針を策定。

#### (2) 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素に係る水質汚染対策マニュアル（平成 13 年 7 月）

硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素による地下水汚染が常時監視等により判明した場合に、都道府県等が汚染原因の把握や負荷低減対策等を実施する際の調査内容、留意点等を示したマニュアルを策定。

**(3) 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素に係る土壌管理指針(平成 13 年7月)**

施肥対策を含めた土壌管理の進め方の手法を示した指針を農林水産省とともに策定。

**(4) 地下水汚染の未然防止のための構造と点検・管理に関するマニュアル(平成 25 年6月改定)**

平成 24 年 6 月より施行された地下水汚染の未然防止のための制度について、制度の内容、対象となる施設、必要な手続き、制度の内容及びその具体的な対策等に関するマニュアルを策定。

**(5) 硝酸性窒素等による地下水汚染対策マニュアル(平成 28 年5月策定)**

地域における硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素による地下水汚染対策の推進を技術的に支援するためのマニュアルを策定。

**4. 調査検討等(参照;[http://www.env.go.jp/water/chikasui\\_jiban.html](http://www.env.go.jp/water/chikasui_jiban.html))**

**(1) 揮発性有機化合物等による地下水汚染対策に関するパンフレットの作成(平成 16 年7月)**

汚染された地下水を経済的・効率的に浄化する技術の開発・普及を図るため、環境省がこれまで実施してきた地下水浄化技術に関する実証調査の結果を基に、各浄化技術の概要、適用条件、実証実験結果等を整理したパンフレット「地下水をきれいにするために」を作成。

**(2) 硝酸性窒素による地下水汚染対策事例集の作成(平成 16 年7月)**

地方公共団体等による地域の実情に応じた硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素対策を推進するため、先進的な地方公共団体の窒素負荷低減対策に関する取組事例等を紹介した事例集を作成。

**(3) 硝酸性窒素浄化技術開発普及等調査の実施(平成 16 年度～平成 21 年度)**

浄化技術について、実際の汚染地域において実証調査を実施し、技術の有効性・経済性・適用条件等を評価し、面的に広がりのある硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素による地下水汚染を効果的に浄化するための手法を確立する調査を実施。啓発用パンフレット「未来へつなごう私たちの地下水ー気づいていますか？硝酸性窒素汚染ー」及び実証調査等に係る浄化技術についてとりまとめた「硝酸性窒素による地下水汚染対策手法技術集」を作成。

**(4) 硝酸性窒素総合対策モデル事業の実施(平成 17 年度～平成 19 年度)**

硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素による地下水汚染が認められる地域において、汚染原因の把握、地域の実情に応じた実行可能な硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素対策の立案・実施、対策の効果の定量的な予測・評価に必要となる調査を実施し、総合的な対策の実施を支援する事業を実施。

**(5) 硝酸性窒素負荷低減等対策の検討(平成 21 年度～平成 26 年度)**

窒素負荷低減のための実効性ある対策促進策等を検討。また、平成 26 年度には、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素対策に積極的に取り組む地域を対象とし、地域の課題や要望に応じて、その取組を技術的及び経済的に支援する「地下水保全のための硝酸性窒素等地域総合対策制度」を構築。

**(6) 硝酸性窒素等地域総合対策の推進に関する調査検討(平成 27 年度～)**

地域における取組を推進するための支援を行うとともに、地下水の収支・挙動や汚染メカニズム、対策効果の可視化ツールを含め、地域における取組の推進を行うための指針となる「硝酸性窒素等対策ガイドライン」策定に向けた調査検討を実施。

## 参考資料2 地下水の水質汚濁に係る環境基準

環境基本法第16条に基づく、地下水の水質汚濁に係る環境基準は、「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」（平成9年環告10号、最新改定：平成28年環告31号）で下表のとおり定められている。

表 地下水の水質汚濁に係る環境基準項目及び基準値

項 目	基 準 値	備 考
カドミウム	0.003 mg/L 以下	平成23年10月基準値変更
全シアン	検出されないこと	
鉛	0.01 mg/L 以下	
六価クロム	0.05 mg/L 以下	
砒素	0.01 mg/L 以下	
総水銀	0.0005 mg/L 以下	
アルキル水銀	検出されないこと	
PCB	検出されないこと	
ジクロロメタン	0.02 mg/L 以下	
四塩化炭素	0.002 mg/L 以下	
クロロエチレン (別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	0.002 mg/L 以下	平成21年11月追加、注
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L 以下	
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L 以下	平成21年11月基準値変更
1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L 以下	平成21年11月追加
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L 以下	
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L 以下	
トリクロロエチレン	0.01 mg/L 以下	平成26年11月基準値変更
テトラクロロエチレン	0.01 mg/L 以下	
1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L 以下	
チウラム	0.006 mg/L 以下	
シマジン	0.003 mg/L 以下	
チオベンカルブ	0.02 mg/L 以下	
ベンゼン	0.01 mg/L 以下	
セレン	0.01 mg/L 以下	
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L 以下	平成11年2月追加
ふっ素	0.8 mg/L 以下	〃
ほう素	1 mg/L 以下	〃
1,4-ジオキサン	0.05 mg/L 以下	平成21年11月追加
<p>(備考)</p> <p>1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。</p> <p>2. 「検出されないこと」とは、別に定める方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。</p> <p>3. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、日本工業規格 K0102 の 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと日本工業規格 K0102 の 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。</p> <p>4. 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 により測定されたシス体の濃度と日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 により測定されたトランス体の濃度の和とする。</p>		

注：平成28年3月環境省告示第31号において、「塩化ビニルモノマー」の項目名を「クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）」に改定。（平成29年4月1日施行）

### 参考資料3 地下水質測定における調査区分について

地下水質の調査方法については、「水質汚濁防止法の一部を改正する法律の施行について」（平成元年9月14日環境庁水質保全局長通知、最新改正：平成20年8月13日）別紙の「地下水質調査方法」によることを基本としており、このことは「環境基本法に基づく環境基準の水域類型の指定及び水質汚濁防止法に基づく常時監視等の処理基準について（平成13年5月31日水環境部長通知、最新改正：平成27年3月31日）」（以下、「処理基準」という。）としても定めている。処理基準に定められた調査地点等の考え方の部分について抜粋し、以下に示す。

なお、当該部分については平成20年8月に改正し、平成21年度からの地下水質測定において適用されている。

調査地点、項目、頻度等については、次によることとする。

#### ①調査地点

##### ア. 概況調査

利水的に重要な地域等において重点的に汚染の発見又は濃度の推移等を把握することを目的とした定点方式と、地下水汚染を発見するために地域をメッシュ等に分割し調査区域を選定して順次調査を行うローリング方式のいずれか又は両方の方式により調査する。ただし、汚染を発見するという観点からは、定点方式のみでは汚染を見落とす可能性があることに留意する。

##### (ア) 定点方式

重点的に測定を実施する地域として、例えば以下の地域を選定する。効果的な監視を行うために、必要に応じて観測井を設置することも考慮する。

ア) 地下水の利用状況等を勘案し、汚染による利水影響が大きいと考えられる地域

イ) 有害物質を使用している工場・事業場等の立地状況及び農畜産業の状況等を勘案し、汚染の可能性が高い、または汚染予防の必要性が高い地域（判断の基礎情報として、土壤汚染の状況、廃棄物処分場跡地情報等も重視する。）

ウ) その他、重点的に測定を実施すべき地域

##### (イ) ローリング方式

ア) 地下水汚染を発見するという観点から、平野部では人口密度や工場・事業場等の立地状況を勘案したうえでメッシュ等に分割し、測定地点が偏在しないよう分割した調査区域の中から毎年調査区域を選定して順次調査を行い、数年間で地域全体を調査する。

イ) メッシュの間隔は地域の特性などを考慮する必要があるが、市街地では1～2km、その周辺地域では4～5kmを目安とする。

ウ) 調査区域内では、これまでの概況調査結果を参考に、未調査の井戸を優先して測定地点を選定する。地下水の汚染が鉛直方向に広がることに留意し、過去に測定を実施した地域については異なる帯水層の測定を優先的に実施する。

エ) 必要に応じて観測井を設置することも考慮する。

オ) ローリング方式の一巡期間は4又は5年以内を目安とし、利水状況や汚染の可能性を考慮しつつ、一巡期間を適宜短縮又は延長することができる。

##### イ. 汚染井戸周辺地区調査

(ア) 調査範囲の設定に当たっては、帯水層の鉛直分布を考慮しつつ、汚染物質の種類、帯水層の構造、地下水の流向・流速等を勘案し、汚染が想定される範囲全体が含まれるようにする。

(イ) ただし、(ア)のような検討が困難な場合、まず汚染が発見された井戸から半径500m程度の範囲を調査し、地下水汚染の方向を確認する。調査範囲全体に汚染が見られる場合は、段階的に範囲を広げて調査する。

(ウ) 地下水の流向がわかっている場合には、その方向に帯状に調査する。

(エ) 汚染帯水層が判明している場合は、汚染帯水層にストレーナーがある井戸を調査する。なお、汚染が鉛直方向の帯水層にも移行している場合があるので、他の帯水層の測定を検討するもの

とする。

(オ) 測定地点については、汚染による利水影響が大きいと考えられる井戸を重点的に調査する。

飲用に供されている井戸については、特段の理由がない限り調査する。なお、調査範囲が広く、対象となる井戸が多い場合は、飲用井戸の調査を優先しつつ、区域を分け順次調査を行う。

(カ) 既存の井戸を調査することが基本であるが、汚染範囲を的確に把握することが困難となるような大きな空白地区が生じる場合は、観測井を設置することも考慮する。

#### ウ. 継続監視調査

(ア) 汚染源の影響を最も受けやすい地点及びその下流側を含むことが望ましい。

(イ) より効果的な監視を行うために、必要に応じて観測井を設置することも考慮する。

(ウ) 汚染範囲や地下水の流動状況に変化があったと想定される場合には測定地点の変更を検討するものとする。

### ②測定項目

地下水の水質調査は基本的に地下水の水質汚濁に係る環境基準項目について実施することとする。また、水質調査を実施する際には、井戸の地点名、位置、深度、浅井戸／深井戸の別、不圧／被圧帯水層の別、用途等の諸元についてできるだけ把握する。さらに、地下水の特性把握に必要な項目については適宜調査を行うものとする。

#### ア. 概況調査

(ア) ローリング方式による調査においては、基本的に全ての環境基準項目について測定を実施する。

(イ) 定点方式による調査において、利水影響が大きいと考えられる地域においては、基本的に全ての環境基準項目について測定を実施する。

(ウ) 定点方式による調査において、土地利用等から判断して汚染の可能性がきわめて低い項目について、過去2ないし3回連続して定量下限値以下であった場合は、測定計画にその根拠を示した上で、一時的に測定項目から除外することとしてもよい。

(エ) 定点方式による調査において、汚染の可能性が高い地域においては、汚染の可能性が高い項目と併せて、その分解生成物についても測定することが望ましい。

(オ) なお、アルキル水銀については、総水銀が検出された場合のみ測定することとしてもよい。

#### イ. 汚染井戸周辺地区調査

測定項目にその根拠を示した上で、周辺で汚染が判明している項目、汚染の可能性の高い項目及びそれらの分解生成物に限定して測定することとしてもよい。

#### ウ. 継続監視調査

(ア) 測定項目にその根拠を示した上で、周辺で汚染が判明している項目、汚染の可能性の高い項目及びそれらの分解生成物に限定して測定することとしてもよい。

(イ) 汚染項目、地質や地下水流動の状況等から総合的に判断し、自然的要因による汚染と判断される場合には、飲用指導等が確実に実施されていることを条件に、測定項目から除外することとしてもよい。

### ③測定頻度

#### ア. 概況調査

(ア) 年次計画を立てて実施する場合は、当該年度の対象井戸については、年1回以上実施することとする。なお、季節的な変動を考慮することが望ましい。

(イ) 定点方式については、地下水の流動、利水状況及び汚染物質の使用状況等を考慮して、測定計画に根拠等を示した上で、測定頻度を減らすことができる。

#### イ. 汚染井戸周辺地区調査

(ア) 汚染発見後、できるだけ早急を実施することとする。1地区の調査は、降雨等の影響を避け、

できるだけ短期間に行うことが望ましい。

(イ) 地下水の流動状況に変化があったと想定される場合には、再度汚染井戸周辺地区調査を実施することが望ましい。

#### ウ. 継続監視調査

(ア) 対象井戸について、年1回以上実施することとし、調査時期は毎年同じ時期に設定することとする。なお、季節的な変動を考慮することが望ましい。

(イ) 地下水を飲用に用いていない地域や汚染項目の濃度変動が小さい場合など、測定計画に具体的に根拠を示した上で、複数年に1回の測定とすることができる。

(ウ) 汚染項目、地質や地下水流動の状況等から総合的に判断し、自然的原因による汚染と判断される場合には、飲用指導等が確実に実施されていることを条件に、複数年に1回の測定とする、または、継続監視調査を終了することができる。

(エ) 汚染源における浄化対策の実施等により継続監視調査を終了する場合には、測定地点で一定期間連続して環境基準を満たし、その上で、汚染範囲内で再度汚染井戸周辺地区調査を行い全ての地点が環境基準以下であることを確認することとする。

#### ④その他

地域の井戸の設置状況、地下水の利用状況、地下水の流れ、過去から現在にかけての土地利用や有害物質の使用状況等については、適宜調査を実施し、水質調査に当たって必要な状況を把握しておくことが望ましい。

参考資料4 都道府県別調査実施状況

都道府県名		平成28年度 調査井戸数			(参考)平成27年度 調査井戸数		
		概況調査	汚染井戸周 辺地区調査	継続監視 調査	概況調査	汚染井戸周 辺地区調査	継続監視 調査
北海道・東北	北海道	85	26	197	88	29	198
	青森	19	63	103	19	54	101
	岩手	77	15	80	72	4	90
	宮城	39	11	49	44	8	49
	秋田	45	3	27	47	3	26
	山形	36	48	41	35	0	48
関東	福島	55	44	189	58	110	190
	茨城	87	82	313	87	73	305
	栃木	148	0	242	147	0	241
	群馬	151	21	54	151	3	57
	埼玉	86	51	190	86	57	210
	千葉	188	107	131	189	69	129
	東京	65	4	86	65	21	96
北陸・中部	神奈川	214	29	152	207	46	141
	新潟	45	68	84	42	56	84
	富山	76	0	22	75	0	22
	石川	76	20	97	76	29	96
	福井	62	0	90	62	0	92
	山梨	53	0	36	52	6	38
	長野	67	27	173	64	13	168
	岐阜	89	2	64	98	0	61
近畿	静岡	62	29	118	65	29	116
	愛知	111	132	298	114	103	295
	三重	28	0	12	27	0	20
	滋賀	58	1	225	64	46	236
	京都	29	7	63	38	2	65
	大阪	79	41	134	75	51	134
	兵庫	102	16	139	101	4	142
中国・四国	奈良	39	1	7	42	7	6
	和歌山	67	0	15	66	0	14
	鳥取	12	0	36	10	0	39
	島根	9	6	2	11	0	0
	岡山	31	0	6	31	0	6
	広島	33	11	11	34	6	12
	山口	116	0	64	118	0	68
	徳島	39	0	7	42	0	7
九州・沖縄	香川	14	0	30	14	0	30
	愛媛	22	25	70	22	7	68
	高知	30	1	18	30	0	20
	福岡	104	31	70	119	9	75
	佐賀	45	70	44	52	98	50
	長崎	30	23	36	31	30	34
	熊本	223	18	360	254	0	383
沖縄	大分	39	9	35	39	5	43
	宮崎	80	0	53	85	0	53
	鹿児島	105	12	87	105	15	91
全体(全国計)		3,278	1,064	4,372	3,360	993	4,462

参考資料5 項目別・都道府県別調査結果

(1) 都道府県別調査結果（硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素）

都道府県名		概況調査			汚染井戸周辺地区調査		継続監視調査	
		調査数 (本)	超過数 (本)	超過率 (%)	調査数 (本)	超過数 (本)	調査数 (本)	超過数 (本)
北海道・東北	北海道	62	1	1.6	10	1	92	44
	青森	19	0	0	10	0	45	24
	岩手	77	0	0	2	0	18	12
	宮城	39	2	5.1	4	0	14	9
	秋田	45	2	4.4	3	0	6	3
	山形	30	1	3.3	22	0	11	5
	福島	31	0	0	-	-	37	19
関東	茨城	87	7	8.0	42	4	186	110
	栃木	148	5	3.4	-	-	140	48
	群馬	151	24	15.9	-	-	20	15
	埼玉	86	12	14.0	38	6	115	55
	千葉	188	22	11.7	81	22	19	16
	東京	65	0	0	-	-	24	11
	神奈川	214	7	3.3	21	6	92	54
北陸・中部	新潟	45	1	2.2	10	0	6	3
	富山	76	0	0	-	-	6	0
	石川	76	1	1.3	-	-	2	0
	福井	32	0	0	-	-	10	0
	山梨	44	2	4.5	-	-	18	4
	長野	67	1	1.5	2	0	94	26
	岐阜	89	0	0	2	0	12	4
	静岡	62	1	1.6	-	-	35	7
	愛知	111	3	2.7	13	1	62	31
近畿	三重	28	1	3.6	-	-	2	0
	滋賀	53	1	1.9	1	0	12	6
	京都	28	1	3.6	2	1	12	4
	大阪	77	1	1.3	11	0	23	5
	兵庫	100	1	1.0	3	0	24	7
	奈良	39	0	0	1	1	4	1
	和歌山	67	1	1.5	-	-	13	12
中国・四国	鳥取	12	0	0	-	-	9	3
	島根	9	0	0	-	-	-	-
	岡山	31	2	6.5	-	-	3	2
	広島	33	0	0	-	-	7	0
	山口	37	0	0	-	-	5	0
	徳島	32	1	3.1	-	-	4	1
	香川	9	0	0	-	-	18	4
	愛媛	22	3	13.6	25	3	53	14
	高知	30	0	0	-	-	9	0
九州・沖縄	福岡	84	2	2.4	16	10	12	8
	佐賀	32	0	0	-	-	4	2
	長崎	30	0	0	20	0	35	9
	熊本	187	1	0.5	18	6	180	56
	大分	39	0	0	9	0	28	7
	宮崎	50	0	0	-	-	19	3
	鹿児島	95	0	0	12	0	72	10
	沖縄	8	0	0	-	-	1	0
全体(全国計)		2,976	107	3.6	378	61	1,613	654



(2) 都道府県別調査結果（砒素）

都道府県名		概況調査			汚染井戸周辺地区調査		継続監視調査	
		調査数 (本)	超過数 (本)	超過率 (%)	調査数 (本)	超過数 (本)	調査数 (本)	超過数 (本)
北海道・東北	北海道	83	1	1.2	7	2	43	28
	青森	19	0	0	40	8	15	8
	岩手	77	0	0	1	0	21	12
	宮城	39	2	5.1	5	0	15	12
	秋田	45	0	0	-	-	3	2
	山形	30	1	3.3	-	-	8	5
	福島	32	1	3.1	3	1	9	3
関東	茨城	87	2	2.3	15	1	59	49
	栃木	148	1	0.7	-	-	17	2
	群馬	99	0	0	-	-	-	-
	埼玉	86	4	4.7	7	3	22	19
	千葉	188	7	3.7	26	8	21	18
	東京	65	1	1.5	-	-	6	4
	神奈川	214	0	0	-	-	5	2
北陸・中部	新潟	45	7	15.6	7	1	7	4
	富山	76	0	0	-	-	2	0
	石川	76	0	0	5	0	22	12
	福井	32	0	0	-	-	17	3
	山梨	45	0	0	-	-	5	2
	長野	67	1	1.5	11	0	10	8
	岐阜	89	2	2.2	-	-	15	12
	静岡	62	0	0	-	-	21	5
近畿	愛知	111	4	3.6	23	2	30	18
	三重	28	0	0	-	-	2	1
	滋賀	54	1	1.9	-	-	32	24
	京都	28	0	0	-	-	10	6
	大阪	79	1	1.3	4	0	18	12
	兵庫	96	2	2.1	6	2	27	17
	奈良	39	0	0	1	0	1	1
中国・四国	和歌山	67	1	1.5	-	-	2	2
	鳥取	12	1	8.3	-	-	3	2
	島根	9	1	11.1	6	1	1	1
	岡山	31	0	0	-	-	-	-
	広島	33	1	3.0	10	2	7	0
	山口	10	0	0	-	-	1	1
	徳島	24	0	0	-	-	-	-
	香川	7	0	0	-	-	-	-
九州・沖縄	愛媛	22	0	0	-	-	6	2
	高知	30	0	0	-	-	-	-
	福岡	104	16	15.4	13	4	5	4
	佐賀	26	0	0	-	-	2	1
	長崎	30	0	0	17	0	31	1
	熊本	124	4	3.2	-	-	54	32
	大分	25	0	0	2	0	3	1
	宮崎	49	0	0	-	-	7	3
鹿児島	59	1	1.7	4	0	20	17	
沖縄	8	1	12.5	10	2	8	2	
全体(全国計)		2,809	64	2.3	223	37	613	358

## (3) 都道府県別調査結果 (ふっ素)

都道府県名		概況調査			汚染井戸周辺地区調査		継続監視調査	
		調査数 (本)	超過数 (本)	超過率 (%)	調査数 (本)	超過数 (本)	調査数 (本)	超過数 (本)
北海道・東北	北海道	53	0	0	-	-	3	2
	青森	19	0	0	-	-	22	12
	岩手	8	0	0	-	-	1	1
	宮城	39	0	0	-	-	1	1
	秋田	45	0	0	-	-	2	0
	山形	30	0	0	-	-	1	1
	福島	38	0	0	-	-	19	2
関東	茨城	87	0	0	-	-	2	1
	栃木	148	0	0	-	-	8	2
	群馬	151	0	0	-	-	-	-
	埼玉	86	0	0	-	-	1	1
	千葉	188	1	0.5	-	-	-	-
	東京	65	0	0	-	-	1	1
北陸・中部	神奈川	214	0	0	-	-	-	-
	新潟	45	0	0	7	2	5	1
	富山	76	0	0	-	-	-	-
	石川	76	0	0	-	-	5	5
	福井	32	0	0	-	-	-	-
	山梨	47	0	0	-	-	6	1
	長野	67	0	0	10	0	6	3
	岐阜	89	0	0	-	-	23	22
近畿	静岡	62	0	0	-	-	9	0
	愛知	111	2	1.8	48	8	34	14
	三重	28	0	0	-	-	2	1
	滋賀	53	0	0	-	-	18	12
	京都	28	0	0	-	-	5	4
	大阪	79	1	1.3	8	0	15	8
	兵庫	97	0	0	-	-	24	19
中国・四国	奈良	39	0	0	1	0	-	-
	和歌山	67	0	0	-	-	-	-
	鳥取	12	0	0	-	-	9	5
	島根	9	0	0	-	-	1	1
	岡山	31	0	0	-	-	1	1
	広島	33	2	6.1	-	-	7	0
	山口	26	0	0	-	-	-	-
	徳島	24	0	0	-	-	-	-
九州・沖縄	香川	7	1	14.3	-	-	3	2
	愛媛	22	0	0	-	-	2	0
	高知	30	0	0	1	0	-	-
	福岡	81	2	2.5	-	-	1	0
	佐賀	22	1	4.5	4	2	6	3
	長崎	30	0	0	17	0	31	0
	熊本	156	6	3.8	-	-	69	41
九州・沖縄	大分	31	0	0	5	0	15	1
	宮崎	56	0	0	-	-	4	0
	鹿児島	62	0	0	12	1	51	8
沖縄	8	0	0	-	-	-	-	
全体(全国計)		2,807	16	0.6	113	13	413	176

(4) 都道府県別調査結果 (テトラクロロエチレン)

都道府県名	概況調査			汚染井戸周辺地区調査		継続監視調査		
	調査数 (本)	超過数 (本)	超過率 (%)	調査数 (本)	超過数 (本)	調査数 (本)	超過数 (本)	
北海道・東北	北海道	60	1	1.7	6	0	61	23
	青森	19	0	0	-	-	5	2
	岩手	77	0	0	-	-	23	5
	宮城	39	0	0	2	0	15	7
	秋田	45	0	0	-	-	6	1
	山形	36	0	0	26	1	19	4
	福島	38	0	0	33	0	137	13
関東	茨城	87	0	0	16	2	43	30
	栃木	148	0	0	-	-	65	13
	群馬	99	0	0	21	0	25	2
	埼玉	86	0	0	6	0	45	11
	千葉	188	0	0	-	-	89	34
	東京	65	0	0	4	1	45	13
	神奈川	214	0	0	5	0	46	15
北陸・中部	新潟	29	0	0	39	0	67	5
	富山	76	0	0	-	-	12	0
	石川	76	0	0	15	0	65	3
	福井	62	0	0	-	-	68	2
	山梨	47	0	0	-	-	22	1
	長野	67	0	0	12	0	62	20
	岐阜	89	0	0	-	-	6	2
	静岡	62	0	0	29	3	44	8
近畿	愛知	111	0	0	27	2	104	25
	三重	28	0	0	-	-	8	3
	滋賀	57	0	0	-	-	151	16
	京都	29	0	0	5	0	32	4
	大阪	75	0	0	2	0	72	9
	兵庫	96	0	0	7	0	89	15
	奈良	39	0	0	1	0	-	-
中国・四国	和歌山	67	0	0	-	-	-	-
	鳥取	12	0	0	-	-	17	0
	島根	9	0	0	-	-	-	-
	岡山	31	0	0	-	-	2	1
	広島	33	0	0	1	0	10	1
	山口	64	0	0	-	-	52	13
	徳島	33	0	0	-	-	3	0
	香川	9	0	0	-	-	9	4
九州・沖縄	愛媛	12	0	0	-	-	18	1
	高知	30	0	0	-	-	7	1
	福岡	81	1	1.2	5	1	48	19
	佐賀	41	0	0	24	2	16	2
	長崎	30	0	0	20	0	32	1
	熊本	82	0	0	-	-	69	13
	大分	30	0	0	2	0	8	4
	宮崎	73	0	0	-	-	28	7
沖縄	鹿児島	50	0	0	-	-	26	7
	沖縄	8	0	0	-	-	3	0
全体(全国計)	2,839	2	0.1	308	12	1,774	360	

## (5) 都道府県別調査結果（鉛）

都道府県名		概況調査			汚染井戸周辺地区調査		継続監視調査	
		調査数 (本)	超過数 (本)	超過率 (%)	調査数 (本)	超過数 (本)	調査数 (本)	超過数 (本)
北海道・東北	北海道	60	0	0	1	0	1	0
	青森	19	0	0	32	1	18	1
	岩手	77	0	0	14	0	13	2
	宮城	39	0	0	-	-	1	0
	秋田	45	0	0	-	-	1	0
	山形	30	1	3.3	-	-	1	0
	福島	36	0	0	8	0	4	1
関東	茨城	87	0	0	5	0	-	-
	栃木	148	0	0	-	-	5	0
	群馬	99	0	0	-	-	-	-
	埼玉	86	0	0	-	-	1	1
	千葉	188	1	0.5	-	-	1	1
	東京	65	0	0	-	-	9	4
	神奈川	214	2	0.9	8	0	2	1
北陸・中部	新潟	45	1	2.2	14	0	1	0
	富山	76	0	0	-	-	-	-
	石川	76	0	0	-	-	-	-
	福井	32	0	0	-	-	-	-
	山梨	47	0	0	-	-	3	0
	長野	67	0	0	2	0	4	0
	岐阜	89	0	0	-	-	-	-
	静岡	62	0	0	-	-	5	0
近畿	愛知	111	0	0	14	0	16	1
	三重	28	0	0	-	-	2	0
	滋賀	53	0	0	-	-	7	0
	京都	28	0	0	-	-	2	0
	大阪	79	1	1.3	7	0	6	1
	兵庫	99	0	0	-	-	13	4
	奈良	39	0	0	1	0	1	0
中国・四国	和歌山	67	1	1.5	-	-	-	-
	鳥取	12	0	0	-	-	-	-
	島根	9	0	0	-	-	-	-
	岡山	31	0	0	-	-	-	-
	広島	33	2	6.1	-	-	7	0
	山口	20	0	0	-	-	-	-
	徳島	24	0	0	-	-	-	-
	香川	8	0	0	-	-	-	-
九州・沖縄	愛媛	12	0	0	-	-	2	0
	高知	30	0	0	-	-	-	-
	福岡	89	0	0	-	-	4	0
	佐賀	25	0	0	-	-	-	-
	長崎	30	0	0	17	0	31	0
	熊本	108	0	0	-	-	4	0
	大分	24	0	0	1	0	2	0
	宮崎	52	0	0	-	-	3	0
鹿児島	52	0	0	-	-	3	0	
沖縄	8	0	0	-	-	-	-	
全体(全国計)		2,758	9	0.3	124	1	173	17

## (6) 都道府県別調査結果 (ほう素)

都道府県名		概況調査			汚染井戸周辺地区調査		継続監視調査	
		調査数 (本)	超過数 (本)	超過率 (%)	調査数 (本)	超過数 (本)	調査数 (本)	超過数 (本)
北海道・東北	北海道	53	0	0	-	-	2	1
	青森	19	0	0	-	-	7	2
	岩手	8	0	0	-	-	3	2
	宮城	39	0	0	-	-	-	-
	秋田	45	0	0	-	-	1	0
	山形	30	0	0	-	-	1	0
	福島	34	0	0	-	-	2	0
関東	茨城	87	0	0	-	-	-	-
	栃木	148	0	0	-	-	9	2
	群馬	99	0	0	-	-	-	-
	埼玉	86	0	0	-	-	3	2
	千葉	188	0	0	-	-	1	1
	東京	65	0	0	-	-	-	-
	神奈川	214	0	0	-	-	1	0
北陸・中部	新潟	45	0	0	-	-	2	1
	富山	76	0	0	-	-	-	-
	石川	76	0	0	-	-	5	3
	福井	32	0	0	-	-	-	-
	山梨	44	0	0	-	-	-	-
	長野	67	1	1.5	1	0	3	1
	岐阜	86	0	0	-	-	2	1
	静岡	62	0	0	-	-	9	0
近畿	愛知	111	0	0	20	0	18	5
	三重	28	0	0	-	-	2	0
	滋賀	53	0	0	-	-	2	2
	京都	28	0	0	-	-	3	2
	大阪	79	0	0	3	0	5	3
	兵庫	100	0	0	-	-	3	2
	奈良	39	0	0	1	0	1	0
中国・四国	和歌山	67	0	0	-	-	-	-
	鳥取	12	0	0	-	-	6	4
	島根	9	0	0	-	-	-	-
	岡山	31	0	0	-	-	-	-
	広島	33	0	0	-	-	7	0
	山口	21	0	0	-	-	1	1
	徳島	24	0	0	-	-	-	-
	香川	8	0	0	-	-	1	1
九州・沖縄	愛媛	22	0	0	-	-	2	0
	高知	30	0	0	1	1	-	-
	福岡	81	0	0	-	-	-	-
	佐賀	24	0	0	-	-	-	-
	長崎	30	0	0	17	0	31	1
	熊本	74	1	1.4	-	-	36	2
	大分	25	0	0	3	0	3	1
	宮崎	52	0	0	-	-	3	0
鹿児島	39	0	0	-	-	1	0	
沖縄	8	1	12.5	10	0	1	0	
全体(全国計)		2,631	3	0.1	56	1	177	40

## (7) 都道府県別調査結果 (トリクロロエチレン)

都道府県名		概況調査			汚染井戸周辺地区調査		継続監視調査	
		調査数 (本)	超過数 (本)	超過率 (%)	調査数 (本)	超過数 (本)	調査数 (本)	超過数 (本)
北海道・東北	北海道	60	0	0	6	0	51	2
	青森	19	0	0	-	-	5	1
	岩手	77	0	0	-	-	23	3
	宮城	39	0	0	2	0	15	1
	秋田	45	0	0	-	-	16	3
	山形	36	0	0	26	0	22	1
	福島	43	0	0	33	0	137	11
関東	茨城	87	0	0	25	0	27	10
	栃木	148	0	0	-	-	79	8
	群馬	99	0	0	21	0	29	2
	埼玉	86	0	0	6	0	49	6
	千葉	188	0	0	-	-	89	26
	東京	65	1	1.5	4	1	45	6
北陸・中部	神奈川	214	1	0.5	5	1	49	8
	新潟	32	0	0	33	0	67	5
	富山	76	0	0	-	-	5	0
	石川	76	0	0	15	0	65	1
	福井	62	0	0	-	-	69	12
	山梨	47	0	0	-	-	22	1
	長野	67	0	0	12	0	62	6
	岐阜	89	0	0	-	-	3	0
近畿	静岡	62	0	0	29	3	65	11
	愛知	111	0	0	34	1	110	34
	三重	28	0	0	-	-	11	2
	滋賀	57	0	0	-	-	151	14
	京都	29	0	0	5	0	32	1
	大阪	75	0	0	2	0	74	11
	兵庫	96	1	1.0	7	1	90	9
中国・四国	奈良	39	0	0	1	0	-	-
	和歌山	67	0	0	-	-	-	-
	鳥取	12	0	0	-	-	17	5
	島根	9	0	0	-	-	-	-
	岡山	31	0	0	-	-	3	1
	広島	33	0	0	1	0	11	4
	山口	65	0	0	-	-	52	3
	徳島	33	0	0	-	-	3	0
九州・沖縄	香川	10	0	0	-	-	9	2
	愛媛	12	0	0	-	-	7	0
	高知	30	0	0	-	-	7	0
	福岡	81	0	0	5	0	45	7
	佐賀	41	0	0	64	2	24	5
	長崎	30	0	0	20	0	32	6
	熊本	82	0	0	-	-	90	10
九州・沖縄	大分	30	0	0	2	0	14	1
	宮崎	73	0	0	-	-	28	0
	鹿児島	50	0	0	-	-	26	1
沖縄	8	0	0	-	-	3	0	
全体(全国計)		2,849	3	0.1	358	9	1,833	240

## (8) 都道府県別調査結果 (塩化ビニルモノマー)

都道府県名		概況調査			汚染井戸周辺地区調査		継続監視調査	
		調査数 (本)	超過数 (本)	超過率 (%)	調査数 (本)	超過数 (本)	調査数 (本)	超過数 (本)
北海道・東北	北海道	60	0	0	3	0	45	0
	青森	19	0	0	-	-	5	1
	岩手	8	0	0	-	-	15	0
	宮城	39	0	0	2	0	15	0
	秋田	45	0	0	-	-	15	2
	山形	30	0	0	26	0	11	4
	福島	32	0	0	6	0	50	8
関東	茨城	87	0	0	25	0	-	-
	栃木	84	0	0	-	-	79	3
	群馬	76	0	0	-	-	8	1
	埼玉	86	0	0	6	0	47	2
	千葉	188	0	0	-	-	54	4
	東京	18	0	0	-	-	-	-
	神奈川	214	0	0	5	0	28	3
北陸・中部	新潟	2	0	0	33	2	67	14
	富山	76	0	0	-	-	-	-
	石川	76	0	0	11	0	35	1
	福井	62	0	0	-	-	69	2
	山梨	47	0	0	-	-	16	0
	長野	51	0	0	12	0	62	1
	岐阜	89	0	0	-	-	-	-
	静岡	62	0	0	-	-	29	0
近畿	愛知	111	0	0	25	0	97	3
	三重	28	0	0	-	-	11	0
	滋賀	57	0	0	-	-	151	2
	京都	29	0	0	5	0	32	1
	大阪	75	1	1.3	6	0	77	22
	兵庫	97	0	0	-	-	69	3
	奈良	39	0	0	1	0	7	0
中国・四国	和歌山	67	0	0	-	-	-	-
	鳥取	12	0	0	-	-	17	0
	島根	9	0	0	-	-	-	-
	岡山	31	0	0	-	-	2	0
	広島	33	0	0	1	0	11	0
	山口	5	0	0	-	-	5	0
	徳島	29	0	0	-	-	-	-
	香川	4	0	0	-	-	6	0
九州・沖縄	愛媛	22	0	0	-	-	6	0
	高知	30	0	0	-	-	5	0
	福岡	81	0	0	5	0	31	2
	佐賀	26	0	0	64	0	24	0
	長崎	30	0	0	20	0	32	1
	熊本	76	0	0	-	-	86	0
	大分	11	0	0	-	-	7	3
	宮崎	48	0	0	-	-	15	4
沖縄	鹿児島	39	0	0	-	-	-	-
	沖縄	8	0	0	-	-	3	0
全体(全国計)		2,448	1	0.0	256	2	1,344	87

## (9) 都道府県別調査結果 (1,2-ジクロロエチレン)

都道府県名	概況調査			汚染井戸周辺地区調査		継続監視調査		
	調査数 (本)	超過数 (本)	超過率 (%)	調査数 (本)	超過数 (本)	調査数 (本)	超過数 (本)	
北海道・東北	北海道	60	0	0	6	0	47	3
	青森	19	0	0	-	-	5	1
	岩手	77	0	0	-	-	23	0
	宮城	39	0	0	2	0	15	1
	秋田	45	0	0	-	-	10	2
	山形	30	0	0	26	0	16	1
	福島	43	0	0	33	1	119	9
関東	茨城	87	0	0	25	0	4	0
	栃木	148	0	0	-	-	79	6
	群馬	99	0	0	21	0	27	2
	埼玉	86	0	0	6	0	47	4
	千葉	188	0	0	-	-	68	6
	東京	60	0	0	4	0	45	3
	神奈川	214	0	0	5	0	39	6
北陸・中部	新潟	32	0	0	33	0	67	10
	富山	76	0	0	-	-	-	-
	石川	76	0	0	15	0	65	1
	福井	62	0	0	-	-	69	1
	山梨	47	0	0	-	-	22	0
	長野	67	0	0	12	0	62	4
	岐阜	89	0	0	-	-	-	-
	静岡	62	0	0	-	-	52	2
近畿	愛知	111	1	0.9	34	1	114	18
	三重	28	0	0	-	-	12	1
	滋賀	57	0	0	-	-	151	3
	京都	29	0	0	5	0	32	0
	大阪	75	1	1.3	6	0	77	17
	兵庫	96	0	0	-	-	81	7
	奈良	39	0	0	1	0	-	-
中国・四国	和歌山	67	0	0	-	-	-	-
	鳥取	12	0	0	-	-	17	0
	島根	9	0	0	-	-	-	-
	岡山	31	0	0	-	-	3	0
	広島	33	0	0	-	-	8	0
	山口	22	0	0	-	-	39	2
	徳島	29	0	0	-	-	-	-
	香川	9	0	0	-	-	7	1
九州・沖縄	愛媛	22	0	0	-	-	7	0
	高知	30	0	0	-	-	7	0
	福岡	81	0	0	5	0	31	4
	佐賀	31	0	0	64	0	24	0
	長崎	30	0	0	20	0	32	0
	熊本	76	0	0	-	-	86	3
	大分	30	0	0	2	0	14	1
沖縄	宮崎	61	0	0	-	-	27	1
	鹿児島	47	0	0	-	-	23	0
沖縄	8	0	0	-	-	-	-	
全体(全国計)	2,769	2	0.1	325	2	1,673	120	



## (10) 都道府県別調査結果 (1,4-ジオキサン)

都道府県名	概況調査			汚染井戸周辺地区調査		継続監視調査		
	調査数 (本)	超過数 (本)	超過率 (%)	調査数 (本)	超過数 (本)	調査数 (本)	超過数 (本)	
北海道・東北	北海道	60	0	0	1	0	-	-
	青森	19	0	0	-	-	-	-
	岩手	8	0	0	-	-	-	-
	宮城	39	0	0	-	-	9	0
	秋田	45	0	0	-	-	-	-
	山形	28	0	0	-	-	1	0
	福島	27	0	0	-	-	5	0
関東	茨城	87	0	0	-	-	-	-
	栃木	84	0	0	-	-	-	-
	群馬	76	0	0	-	-	-	-
	埼玉	86	0	0	-	-	1	0
	千葉	188	0	0	-	-	1	1
	東京	18	0	0	-	-	2	1
神奈川	214	0	0	-	-	9	1	
北陸・中部	新潟	45	0	0	-	-	-	-
	富山	76	0	0	-	-	-	-
	石川	76	0	0	-	-	-	-
	福井	32	0	0	-	-	7	0
	山梨	44	0	0	-	-	-	-
	長野	51	0	0	-	-	9	0
	岐阜	89	0	0	-	-	-	-
	静岡	57	0	0	-	-	-	-
愛知	111	0	0	-	-	3	1	
近畿	三重	28	0	0	-	-	2	0
	滋賀	53	0	0	-	-	1	0
	京都	29	0	0	-	-	-	-
	大阪	78	0	0	-	-	2	1
	兵庫	101	0	0	-	-	-	-
	奈良	39	0	0	1	0	-	-
和歌山	67	0	0	-	-	-	-	
中国・四国	鳥取	12	0	0	-	-	-	-
	島根	9	0	0	-	-	-	-
	岡山	31	0	0	-	-	-	-
	広島	33	0	0	-	-	-	-
	山口	16	0	0	-	-	-	-
	徳島	26	0	0	-	-	-	-
	香川	1	0	0	-	-	-	-
	愛媛	22	0	0	-	-	6	0
高知	30	0	0	-	-	-	-	
九州・沖縄	福岡	81	0	0	-	-	-	-
	佐賀	16	0	0	-	-	-	-
	長崎	30	0	0	17	0	31	0
	熊本	75	0	0	-	-	-	-
	大分	25	0	0	-	-	-	-
	宮崎	48	0	0	-	-	3	0
	鹿児島	45	0	0	-	-	17	0
沖縄	8	0	0	-	-	-	-	
全体(全国計)	2,463	0	0	19	0	109	5	

参考資料6 項目別・年度別地下水質測定結果

調査項目	年度	概況調査			汚染井戸 周辺地区調査		継続監視調査又は 定期モニタリング調査		備考				
		調査数 (本)	超過数 (本)	超過率 (%)	調査数 (本)	超過数 (本)	調査数 (本)	超過数 (本)	基準の種類	基準値			
カドミウム	3	3,026	0	0	26	0	477	0	評価基準	0.01 mg/L 以下			
	4	2,799	3	0.1	34	0	585	0					
	5	2,625	0	0	113	0	641	0					
	6	2,204	0	0	50	0	687	0					
	7	2,122	0	0	86	0	646	0					
	8	2,100	0	0	26	0	680	0					
	9	2,094	0	0	41	0	748	0					
	10	3,102	0	0	50	0	340	0					
	11	3,152	1	0.0	30	0	333	0					
	12	2,997	0	0	35	0	252	0					
		13	3,003	0	0	45	0	237	0	環境基準	0.01 mg/L 以下		
		14	3,242	0	0	25	0	298	0				
		15	3,591	0	0	31	0	308	0				
		16	3,247	0	0	73	0	246	0				
		17	3,092	0	0	56	0	216	0				
		18	3,166	0	0	27	0	117	0				
		19	3,160	0	0	56	0	154	0				
		20	2,871	0	0	48	0	230	0				
		21	3,185	0	0	24	0	79	0				
		22	2,996	0	0	52	0	54	0				
		23	2,910	2	0.1	76	0	31	1				
		24	2,899	0	0	24	0	49	2				
		25	2,904	0	0	24	0	44	2				
		26	2,704	0	0	20	0	43	1				
		27	2,658	1	0.0	45	0	46	1				
		28	2,668	0	0	39	0	42	2				
	全シアン	3	2,961	0	0	24	0	444	1			評価基準	検出され ないこと
		4	2,699	0	0	25	0	554	0				
5		2,462	0	0	46	0	609	1					
6		1,995	0	0	32	0	648	0					
7		2,010	0	0	41	0	626	0					
8		1,899	0	0	25	0	645	0					
9		1,909	0	0	45	0	715	0					
10		2,659	0	0	42	0	282	0					
11		2,786	0	0	25	0	297	0					
		12	2,616	0	0	26	0	230	0	環境基準	検出され ないこと		
		13	2,660	0	0	47	0	225	0				
		14	2,639	0	0	28	2	284	0				
		15	2,870	0	0	50	2	300	0				
		16	2,723	0	0	46	0	236	0				
		17	2,830	0	0	28	0	218	1				
		18	2,904	0	0	40	0	120	1				
		19	2,737	0	0	44	0	155	0				
		20	2,508	0	0	40	0	234	0				
		21	2,904	0	0	21	0	101	0				
		22	2,774	0	0	36	0	73	0				
		23	2,713	0	0	30	0	54	0				
		24	2,642	0	0	27	0	60	1				
		25	2,736	0	0	26	0	55	0				
		26	2,534	0	0	22	0	58	0				
		27	2,479	0	0	32	0	62	0				
		28	2,494	0	0	31	0	59	0				

注1: 超過数とは、測定当時の基準を超過した井戸の数であり、超過率とは、調査数に対する超過数の割合である。  
地下水の水質汚濁に係る環境基準は、平成9年に設定されたものであり、それ以前の基準は、評価基準あるいは暫定指導  
指針とされていた。

注2: 平成21年度から定期モニタリング調査は継続監視調査へ調査区分が変更。

調査項目	年度	概況調査			汚染井戸 周辺地区調査		継続監視調査又は 定期モニタリング調査		備考		
		調査数 (本)	超過数 (本)	超過率 (%)	調査数 (本)	超過数 (本)	調査数 (本)	超過数 (本)	基準の種類	基準値	
鉛	3	3,043	0	0	36	0	486	2	評価基準	0.1 mg/L 以下	
	4	2,802	0	0	30	0	609	5			
	5	2,627	6	0.2	121	4	667	3			
	6	2,523	2	0.1	58	0	700	6			
	7	2,506	3	0.1	96	0	675	7			
	8	2,483	7	0.3	73	2	709	4			
	9	2,456	8	0.3	71	6	771	8			
	10	3,312	8	0.2	90	1	374	5			
	11	3,198	15	0.5	84	0	374	7			
	12	3,360	10	0.3	82	3	298	13	環境基準	0.01 mg/L 以下	
	13	3,362	13	0.4	110	4	275	6			
	14	3,484	8	0.2	149	7	346	8			
	15	3,689	21	0.6	164	6	349	7			
	16	3,566	14	0.4	145	2	344	11			
	17	3,374	15	0.4	162	6	306	10			
	18	3,484	8	0.2	130	2	220	10			
	19	3,466	12	0.3	296	4	283	8			
	20	3,193	10	0.3	232	7	360	10			
	21	3,219	11	0.3	115	1	189	9			
	22	3,041	12	0.4	426	14	173	9			
	23	2,975	13	0.4	282	4	149	16			
	24	2,962	12	0.4	138	2	178	15			
	25	2,964	9	0.3	215	4	205	13			
	26	2,755	7	0.3	66	2	197	13			
	27	2,712	3	0.1	101	2	201	17			
	28	2,758	9	0.3	124	1	173	17			
	六価クロム	3	3,077	1	0.0	24	0	478	0	評価基準	0.05 mg/L 以下
		4	2,822	0	0	25	0	616	8		
5		2,676	1	0.0	81	0	683	5			
6		2,525	0	0	32	0	717	8			
7		2,331	0	0	82	0	685	8			
8		2,306	0	0	25	0	710	11			
9		2,290	1	0.0	45	0	781	12			
10		3,232	0	0	60	0	403	11			
11		3,129	0	0	25	0	376	11			
12		3,187	1	0.0	49	2	285	9	環境基準	0.05 mg/L 以下	
13		3,175	0	0	38	2	264	11			
14		3,308	0	0	25	0	325	11			
15		3,562	1	0.0	60	1	334	10			
16		3,420	0	0	49	0	291	15			
17		3,286	0	0	58	0	267	14			
18		3,387	0	0	58	1	173	15			
19		3,388	1	0.0	74	0	208	15			
20		3,116	0	0	68	1	294	15			
21		3,189	0	0	48	27	140	14			
22		3,015	0	0	43	0	124	21			
23		2,882	0	0	33	0	117	22			
24		2,849	0	0	50	0	129	20			
25		2,869	0	0	43	0	139	23			
26		2,662	0	0	58	0	139	22			
27		2,625	2	0.1	57	2	140	26			
28		2,708	0	0	75	6	136	26			

注 1: 超過数とは、測定当時の基準を超過した井戸の数であり、超過率とは、調査数に対する超過数の割合である。  
地下水の水質汚濁に係る環境基準は、平成9年に設定されたものであり、それ以前の基準は、評価基準あるいは暫定指導  
指針とされていた。

注 2: 平成 21 年度から定期モニタリング調査は継続監視調査へ調査区分が変更。

調査項目	年度	概況調査			汚染井戸 周辺地区調査		継続監視調査又は 定期モニタリング調査		備考				
		調査数 (本)	超過数 (本)	超過率 (%)	調査数 (本)	超過数 (本)	調査数 (本)	超過数 (本)	基準の種類	基準値			
砒素	3	2,941	4	0.1	316	8	508	9	評価基準	0.05 mg/L 以下			
	4	2,747	5	0.2	133	4	708	16					
	5	2,561	37	1.4	323	83	794	100					
	6	2,914	91	3.1	689	211	913	130					
	7	2,720	48	1.8	320	79	904	146					
	8	2,648	43	1.6	548	66	975	166					
	9	2,564	52	2.0	264	53	1,059	192	環境基準	0.01 mg/L 以下			
	10	3,424	45	1.3	275	32	688	234					
	11	3,310	45	1.4	186	29	695	223					
	12	3,386	65	1.9	380	83	613	238					
	13	3,422	44	1.3	284	108	626	246					
	14	3,520	53	1.5	255	49	720	261					
	15	3,760	54	1.4	217	32	727	270					
	16	3,666	74	2.0	441	138	727	285					
	17	3,457	61	1.8	411	100	834	293					
	18	3,663	78	2.1	318	66	786	301					
	19	3,591	73	2.0	326	71	693	305					
	20	3,239	77	2.4	394	107	826	315					
	21	3,338	63	1.9	236	43	568	292					
	22	3,088	66	2.1	589	78	580	300					
	23	3,038	57	1.9	440	85	582	308					
	24	3,017	68	2.3	331	67	600	313					
	25	3,020	63	2.1	383	47	647	332					
	26	2,816	69	2.5	301	29	644	361					
	27	2,764	60	2.2	247	38	640	352					
	28	2,809	64	2.3	223	37	613	358					
	総水銀	3	2,978	3	0.1	92	9	504			11	評価基準	0.0005 mg/L 以下
		4	2,781	3	0.1	67	4	622			14		
5		2,626	3	0.1	129	10	657	15					
6		2,203	0	0	60	0	726	17					
7		2,145	2	0.1	76	3	715	11					
8		2,082	1	0.0	329	31	746	16					
9		2,102	1	0.0	53	0	809	15	環境基準	0.0005 mg/L 以下			
10		2,961	1	0.0	68	5	413	15					
11		3,084	0	0	55	2	383	16					
12		2,833	2	0.1	43	2	302	16					
13		2,907	3	0.1	270	34	300	18					
14		3,253	0	0	44	0	351	15					
15		3,318	1	0.0	60	0	353	9					
16		3,235	5	0.2	63	4	289	12					
17		3,120	3	0.1	108	6	256	14					
18		3,234	3	0.1	35	3	157	14					
19		3,233	5	0.2	73	8	197	13					
20		2,944	2	0.1	71	5	275	25					
21		3,154	2	0.1	39	4	145	23					
22		2,999	0	0	45	2	119	24					
23		2,908	0	0	75	3	107	21					
24		2,886	1	0.0	46	5	117	19					
25		2,900	1	0.0	68	4	113	20					
26		2,701	1	0.0	51	6	104	24					
27		2,660	0	0	44	3	103	20					
28		2,668	0	0	33	2	103	19					

注 1: 超過数とは、測定当時の基準を超過した井戸の数であり、超過率とは、調査数に対する超過数の割合である。  
地下水の水質汚濁に係る環境基準は、平成9年に設定されたものであり、それ以前の基準は、評価基準あるいは暫定指導  
指針とされていた。

注 2: 平成 21 年度から定期モニタリング調査は継続監視調査へ調査区分が変更。

調査項目	年度	概況調査			汚染井戸 周辺地区調査		継続監視調査又は 定期モニタリング調査		備考			
		調査数 (本)	超過数 (本)	超過率 (%)	調査数 (本)	超過数 (本)	調査数 (本)	超過数 (本)	基準の種類	基準値		
アルキル水銀	3	848	0	0	5	0	283	0	評価基準	検出され ないこと		
	4	754	0	0	28	0	270	0				
	5	621	0	0	25	0	349	0				
	6	695	0	0	20	0	433	0				
	7	630	0	0	32	0	481	0				
	8	801	0	0	28	0	454	0				
	9	748	0	0	38	0	513	0				
	10	1,315	0	0	21	0	121	0			環境基準	検出され ないこと
	11	1,278	0	0	37	0	85	0				
	12	1,048	0	0	26	0	57	0				
	13	1,075	0	0	43	0	61	0				
	14	1,020	0	0	25	0	108	0				
	15	931	0	0	24	0	106	0				
	16	993	0	0	33	0	52	0				
	17	1,008	0	0	77	0	34	0				
	18	762	0	0	21	0	38	0				
	19	683	0	0	22	0	50	0				
	20	545	0	0	22	0	53	0				
	21	523	0	0	30	0	43	0				
	22	500	0	0	35	0	38	0				
	23	692	0	0	22	0	38	0				
	24	450	0	0	26	0	41	0				
	25	642	0	0	25	0	44	0				
	26	526	0	0	27	0	40	0				
	27	699	0	0	26	0	23	0				
	28	678	0	0	19	0	19	0				
	PCB	3	1,897	0	0	0	0	359	0	評価基準		
		4	1,522	0	0	9	0	368	0			
5		1,512	0	0	14	0	337	0				
6		1,110	0	0	11	0	492	0				
7		1,241	0	0	23	0	464	0				
8		1,196	0	0	7	0	485	0				
9		1,096	0	0	21	0	548	0	環境基準		検出され ないこと	
10		1,852	0	0	21	0	141	0				
11		1,930	0	0	25	0	132	0				
12		1,818	0	0	26	0	113	0				
13		2,044	0	0	26	0	125	0				
14		1,738	0	0	25	0	164	0				
15		1,816	0	0	24	0	148	0				
16		1,899	0	0	26	0	117	0				
17		1,883	0	0	30	0	61	0				
18		1,830	0	0	21	0	53	0				
19		1,732	0	0	21	0	45	0				
20		1,685	0	0	48	0	55	0				
21		2,082	0	0	21	0	30	0				
22		2,005	0	0	35	0	32	0				
23		1,946	0	0	23	0	15	0				
24		1,969	0	0	22	0	20	0				
25		2,057	2	0.1	40	0	16	0				
26		2,022	0	0	23	0	19	2				
27		1,957	0	0	28	0	18	2				
28		1,981	0	0	19	0	17	2				

注 1: 超過数とは、測定当時の基準を超過した井戸の数であり、超過率とは、調査数に対する超過数の割合である。  
地下水の水質汚濁に係る環境基準は、平成9年に設定されたものであり、それ以前の基準は、評価基準あるいは暫定指導指針とされていた。

注 2: 平成 21 年度から定期モニタリング調査は継続監視調査へ調査区分が変更。

調査項目	年度	概況調査			汚染井戸 周辺地区調査		継続監視調査又は 定期モニタリング調査		備考		
		調査数 (本)	超過数 (本)	超過率 (%)	調査数 (本)	超過数 (本)	調査数 (本)	超過数 (本)	基準の種類	基準値	
トリクロロエチレン	3	6,158	27	0.4	2,557	88	2,571	289	評価基準	0.03 mg/L 以下	
	4	4,762	18	0.4	2,076	72	3,247	293			
	5	4,480	15	0.3	1,286	44	3,658	309			
	6	3,996	11	0.3	1,565	31	3,887	321			
	7	3,918	17	0.4	1,250	39	3,898	313			
	8	3,867	5	0.1	661	16	3,929	310			
	9	3,692	5	0.1	617	19	3,912	279			
	10	4,492	17	0.4	1,251	34	3,301	242			
	11	4,455	15	0.3	916	37	3,338	267			
	12	4,225	22	0.5	846	47	3,054	292			
	13	4,371	11	0.3	586	14	3,070	301			
	14	4,414	10	0.2	436	21	2,954	286			
	15	4,473	16	0.4	457	22	3,001	265			
	16	4,234	18	0.4	457	19	2,922	243			
	17	3,968	11	0.3	370	21	2,704	263			
	18	3,911	6	0.2	346	15	2,490	260			
	19	3,948	7	0.2	314	13	2,331	231			
	20	3,658	3	0.1	431	22	2,470	237			
	21	3,676	2	0.1	411	14	2,220	226			
	22	3,366	1	0.0	464	15	2,123	215			
	23	3,285	1	0.0	387	13	2,049	182			
	24	3,245	2	0.1	468	8	2,021	171			
	25	3,235	4	0.1	413	9	1,997	157			
	26	2,965	7	0.2	440	25	1,941	279			
	27	2,942	2	0.1	292	9	1,897	260			
	28	2,849	3	0.1	358	9	1,833	240			
	テトラクロロエチレン	3	6,158	44	0.7	2,652	301	2,564	539	評価基準	0.01 mg/L 以下
		4	4,762	35	0.7	2,171	137	3,306	651		
5		4,480	24	0.5	1,303	108	3,678	670			
6		3,998	29	0.7	1,634	274	3,903	713			
7		3,916	25	0.6	1,211	68	3,941	766			
8		3,864	18	0.5	669	47	3,983	762			
9		3,692	8	0.2	635	40	3,965	696			
10		4,492	28	0.6	1,255	73	3,362	645			
11		4,451	23	0.5	921	49	3,376	589			
12		4,225	17	0.4	825	15	3,104	653			
13		4,374	10	0.2	620	39	3,072	624			
14		4,414	7	0.2	435	31	2,945	595			
15		4,472	21	0.5	431	22	2,992	586			
16		4,248	22	0.5	477	39	2,950	556			
17		3,961	6	0.2	328	39	2,710	559			
18		3,922	13	0.3	346	21	2,509	537			
19		3,938	12	0.3	323	21	2,327	543			
20		3,660	9	0.2	411	24	2,472	520			
21		3,679	5	0.1	405	30	2,186	513			
22		3,363	4	0.1	453	8	2,083	473			
23		3,283	7	0.2	393	18	2,004	448			
24		3,242	3	0.1	430	26	1,967	414			
25		3,233	7	0.2	390	17	1,945	424			
26		2,958	8	0.3	423	18	1,885	417			
27		2,936	3	0.1	257	7	1,830	404			
28		2,839	2	0.1	308	12	1,774	367			

注1: 超過数とは、測定当時の基準を超過した井戸の数であり、超過率とは、調査数に対する超過数の割合である。  
地下水の水質汚濁に係る環境基準は、平成9年に設定されたものであり、それ以前の基準は、評価基準あるいは暫定指導指針とされていた。

注2: 平成21年度から定期モニタリング調査は継続監視調査へ調査区分が変更。

調査項目	年度	概況調査			汚染井戸 周辺地区調査		継続監視調査又は 定期モニタリング調査		備考		
		調査数 (本)	超過数 (本)	超過率 (%)	調査数 (本)	超過数 (本)	調査数 (本)	超過数 (本)	基準の種類	基準値	
1,1,1-トリクロ ロエタン	3	5,135	0	0	2,259	2	2,268	11	暫定指導指 針	0.3mg/L 以下	
	4	3,952	3	0.1	1,942	5	2,874	12			
	5	3,960	0	0	1,292	2	3,383	5	評価基準	1 mg/L 以下	
	6	3,868	1	0.0	1,431	2	3,663	7			
	7	3,827	1	0.0	1,230	0	3,691	4			
	8	3,786	0	0	681	0	3,755	3			
	9	3,603	0	0	612	0	3,636	0	環境基準	1 mg/L 以下	
	10	4,436	1	0.0	1,189	0	3,123	0			
	11	4,362	0	0	879	0	2,987	3			
	12	4,219	0	0	808	0	2,539	2			
	13	4,290	0	0	564	0	2,586	3			
	14	4,270	0	0	377	0	2,379	2			
	15	4,312	0	0	359	0	2,417	2			
	16	3,990	0	0	389	0	2,320	3			
	17	3,739	0	0	207	0	2,123	1			
	18	3,717	0	0	187	0	1,820	0			
	19	3,635	0	0	193	0	1,631	0			
	20	3,473	0	0	172	0	1,608	0			
	21	3,430	0	0	186	0	1,443	0			
	22	3,222	0	0	309	0	1,355	0			
	23	3,189	0	0	239	0	1,212	0			
	24	3,150	0	0	216	0	1,196	0			
	25	3,136	0	0	207	0	1,162	0			
	26	2,872	0	0	225	0	1,109	0			
	27	2,842	0	0	137	0	1,088	0			
	28	2,799	0	0	147	0	1,051	0			
	四塩化炭素	3	1,965	0	0	576	2	803	12	暫定指導指 針	0.003 mg/L 以下
		4	2,068	0	0	523	4	1,099	12		
5		2,383	1	0.0	360	12	1,270	17	評価基準	0.002 mg/L 以下	
6		2,808	2	0.1	580	1	1,594	26			
7		2,959	1	0.0	373	6	1,706	23			
8		2,920	3	0.1	456	2	1,781	34			
9		2,828	2	0.1	253	2	1,843	22	環境基準	0.002 mg/L 以下	
10		3,631	2	0.1	388	2	1,376	24			
11		3,695	3	0.1	372	0	1,413	21			
12		3,675	2	0.1	291	3	1,272	24			
13		3,700	0	0	313	2	1,341	22			
14		3,814	3	0.1	232	5	1,323	22			
15		3,824	0	0	146	0	1,318	22			
16		3,661	4	0.1	221	2	1,287	23			
17		3,554	3	0.1	106	1	1,017	26			
18		3,628	3	0.1	103	4	888	23			
19		3,536	0	0	96	0	798	25			
20		3,379	0	0	72	2	799	26			
21		3,340	1	0.0	102	1	702	24			
22		3,120	1	0.0	193	1	653	29			
23		3,036	0	0	153	2	567	21			
24		3,005	0	0	170	3	556	19			
25		2,986	1	0.0	182	3	513	16			
26		2,740	0	0	156	3	532	15			
27		2,710	0	0	108	3	507	14			
28		2,703	0	0	103	3	471	14			

注 1: 超過数とは、測定当時の基準を超過した井戸の数であり、超過率とは、調査数に対する超過数の割合である。  
地下水の水質汚濁に係る環境基準は、平成9年に設定されたものであり、それ以前の基準は、評価基準あるいは暫定指導  
指針とされていた。

注 2: 平成 21 年度から定期モニタリング調査は継続監視調査へ調査区分が変更。

調査項目	年度	概況調査			汚染井戸 周辺地区調査		継続監視調査又は 定期モニタリング調査		備考	
		調査数 (本)	超過数 (本)	超過率 (%)	調査数 (本)	超過数 (本)	調査数 (本)	超過数 (本)	基準の種類	基準値
ジクロロメタン	5	964	0	0	2	0	368	0	評価基準	0.02 mg/L 以下
	6	2,639	0	0	88	0	738	1		
	7	2,915	0	0	151	0	705	1		
	8	2,904	0	0	193	0	1,035	2		
	9	2,805	2	0.1	124	0	1,167	0	環境基準	0.02 mg/L 以下
	10	3,729	1	0.0	349	0	768	0		
	11	3,740	0	0	223	0	770	3		
	12	3,534	0	0	229	0	744	0		
	13	3,548	1	0.0	280	0	802	0		
	14	3,635	1	0.0	146	0	835	0		
	15	3,865	1	0.0	169	1	890	0		
	16	3,535	0	0	141	0	877	0		
	17	3,381	0	0	52	0	730	1		
	18	3,455	0	0	97	1	627	1		
	19	3,370	0	0	88	0	571	0		
	20	3,276	0	0	72	0	557	0		
	21	3,349	0	0	98	0	486	0		
	22	3,178	0	0	141	0	467	0		
	23	3,121	0	0	145	0	398	0		
	24	3,077	0	0	138	0	389	0		
25	3,087	0	0	106	0	360	0			
26	2,823	0	0	137	0	382	0			
27	2,793	0	0	104	0	373	0			
28	2,751	0	0	92	0	350	0			
1,2-ジクロロ エタン	5	924	0	0	29	0	399	0	評価基準	0.004 mg/L 以下
	6	2,643	1	0.0	169	0	822	1		
	7	2,853	0	0	271	1	867	0		
	8	2,856	0	0	212	1	1,210	4		
	9	2,762	1	0.0	123	0	1,295	2	環境基準	0.004 mg/L 以下
	10	3,580	0	0	328	9	867	5		
	11	3,687	1	0.0	254	0	1,030	7		
	12	3,301	0	0	296	6	959	6		
	13	3,316	0	0	345	1	1,055	12		
	14	3,360	2	0.1	155	0	1,094	11		
	15	3,555	0	0	148	0	1,129	9		
	16	3,267	0	0	172	0	1,104	9		
	17	3,136	0	0	55	0	1,102	7		
	18	3,300	1	0.0	120	1	872	8		
	19	3,198	0	0	112	0	690	10		
	20	3,120	0	0	88	0	650	5		
	21	3,203	0	0	105	0	580	7		
	22	3,025	0	0	177	1	597	4		
	23	2,984	0	0	145	0	535	3		
	24	2,953	0	0	178	0	516	5		
25	2,984	0	0	122	0	507	2			
25	2,985	1	0.0	182	3	513	16			
26	2,733	0	0	171	0	516	1			
27	2,709	0	0	60	0	532	0			
28	2,672	0	0	93	0	510	0			

注 1: 超過数とは、測定当時の基準を超過した井戸の数であり、超過率とは、調査数に対する超過数の割合である。  
地下水の水質汚濁に係る環境基準は、平成9年に設定されたものであり、それ以前の基準は、評価基準あるいは暫定指導  
指針とされていた。

注 2: 平成 21 年度から定期モニタリング調査は継続監視調査へ調査区分が変更。



調査項目	年度	概況調査			汚染井戸 周辺地区調査		継続監視調査又は 定期モニタリング調査		備考		
		調査数 (本)	超過数 (本)	超過率 (%)	調査数 (本)	超過数 (本)	調査数 (本)	超過数 (本)	基準の種類	基準値	
1,1-ジクロロ エチレン	5	1,010	1	0.1	114	0	583	6	評価基準	0.02 mg/L 以下	
	6	2,671	5	0.2	299	5	1,219	13			
	7	2,897	3	0.1	479	13	1,572	31			
	8	2,907	1	0.0	411	21	1,894	32			
	9	2,862	0	0	351	3	2,010	24	環境基準	0.02 mg/L 以下	
	10	3,594	2	0.1	905	9	1,685	26			
	11	3,727	1	0.0	729	3	1,804	35			
	12	3,650	2	0.1	702	11	1,831	37			
	13	3,668	0	0	535	1	1,964	41			
	14	3,771	1	0.0	244	0	1,967	40			
	15	3,846	0	0	322	2	2,032	38			
	16	3,744	2	0.1	404	2	2,077	39			
	17	3,584	1	0.0	264	4	2,026	46			
	18	3,651	0	0	215	0	1,890	33			
	19	3,567	0	0	225	1	1,843	30			
	20	3,337	0	0	340	0	1,885	31			
	21	3,306	0	0	347	0	1,804	2			
	22	3,078	0	0	468	0	1,764	4			
	23	3,037	0	0	342	0	1,750	3			
	24	3,001	0	0	419	0	1,721	3			
	25	2,979	0	0	378	0	1,689	2			
	26	2,723	0	0	403	1	1,647	2			
	27	2,695	0	0	253	0	1,630	1			
	28	2,663	0	0	325	0	1,583	5			
	1,1,2-トリクロ ロエタン	5	974	0	0	17	0	368	0	評価基準	0.006 mg/L 以下
		6	2,637	0	0	162	0	782	0		
		7	2,843	0	0	226	0	812	2		
		8	2,846	0	0	217	0	1,177	0		
9		2,836	0	0	123	0	1,264	0	環境基準	0.006 mg/L 以下	
10		3,574	0	0	174	0	854	0			
11		3,679	0	0	239	0	989	6			
12		3,286	0	0	278	2	962	6			
13		3,308	0	0	307	1	1,052	4			
14		3,359	0	0	146	0	1,084	5			
15		3,590	0	0	148	0	1,120	3			
16		3,259	1	0.0	191	1	1,107	2			
17		3,127	0	0	74	0	1,014	4			
18		3,240	1	0.0	159	2	773	4			
19		3,136	1	0.0	118	0	715	9			
20		2,987	0	0	65	2	659	3			
21		3,170	1	0.0	123	0	583	1			
22		2,938	0	0	175	0	599	1			
23		2,878	0	0	153	0	522	0			
24		2,851	1	0.0	183	0	529	1			
25		2,876	0	0	121	0	509	0			
26		2,630	0	0	191	0	535	1			
27		2,604	0	0	69	0	527	0			
28		2,572	1	0.0	99	0	484	1			

注 1: 超過数とは、測定当時の基準を超過した井戸の数であり、超過率とは、調査数に対する超過数の割合である。  
地下水の水質汚濁に係る環境基準は、平成9年に設定されたものであり、それ以前の基準は、評価基準あるいは暫定指導  
指針とされていた。

注 2: 平成 21 年度から定期モニタリング調査は継続監視調査へ調査区分が変更。

調査項目	年度	概況調査			汚染井戸 周辺地区調査		継続監視調査又は 定期モニタリング調査		備考	
		調査数 (本)	超過数 (本)	超過率 (%)	調査数 (本)	超過数 (本)	調査数 (本)	超過数 (本)	基準の種類	基準値
1,3-ジクロロ プロペン	5	908	0	0	15	0	342	0	評価基準	0.002 mg/L 以下
	6	2,359	0	0	114	0	629	0		
	7	2,574	0	0	133	0	549	0		
	8	2,572	0	0	174	0	652	0		
	9	2,586	0	0	93	0	785	0		
	10	3,179	0	0	98	0	368	0	環境基準	0.002 mg/L 以下
	11	3,181	0	0	178	0	385	0		
	12	3,039	0	0	162	0	372	0		
	13	2,898	0	0	81	0	412	0		
	14	3,085	0	0	95	0	454	0		
	15	3,082	0	0	115	0	509	0		
	16	3,043	0	0	103	0	520	0		
	17	2,886	0	0	41	0	437	0		
	18	2,940	0	0	71	0	347	0		
	19	2,883	0	0	78	0	294	0		
	20	2,799	0	0	46	0	317	0		
	21	2,922	0	0	89	0	261	0		
	22	2,773	0	0	124	0	270	0		
	23	2,661	0	0	93	0	216	0		
	24	2,646	0	0	116	0	220	0		
25	2,645	0	0	30	0	210	0			
26	2,392	0	0	137	0	234	0			
27	2,364	0	0	31	0	231	0			
28	2,371	0	0	21	0	197	0			
チウラム	5	892	0	0	0	0	322	0	評価基準	0.006 mg/L 以下
	6	2,307	0	0	5	0	553	0		
	7	2,459	0	0	20	0	514	0		
	8	2,405	0	0	14	0	537	0		
	9	2,376	0	0	16	0	609	0		
	10	2,764	0	0	8	0	195	0	環境基準	0.006 mg/L 以下
	11	2,490	0	0	2	0	186	0		
	12	2,528	0	0	10	0	171	0		
	13	2,506	0	0	2	0	201	0		
	14	2,494	0	0	3	0	258	0		
	15	2,625	0	0	2	0	233	0		
	16	2,472	0	0	4	0	204	0		
	17	2,322	0	0	4	0	222	0		
	18	2,411	0	0	1	0	92	0		
	19	2,404	0	0	0	0	81	0		
	20	2,330	0	0	15	0	90	0		
	21	2,585	0	0	0	0	53	0		
	22	2,509	0	0	14	0	47	0		
	23	2,432	0	0	1	0	32	0		
	24	2,451	0	0	1	0	35	0		
25	2,460	0	0	2	0	34	0			
26	2,263	0	0	3	0	33	0			
27	2,241	0	0	7	0	36	0			
28	2,267	0	0	1	0	34	0			

注1: 超過数とは、測定当時の基準を超過した井戸の数であり、超過率とは、調査数に対する超過数の割合である。  
地下水の水質汚濁に係る環境基準は、平成9年に設定されたものであり、それ以前の基準は、評価基準あるいは暫定指導  
指針とされていた。

注2: 平成21年度から定期モニタリング調査は継続監視調査へ調査区分が変更。

調査項目	年度	概況調査			汚染井戸 周辺地区調査		継続監視調査又は 定期モニタリング調査		備考	
		調査数 (本)	超過数 (本)	超過率 (%)	調査数 (本)	超過数 (本)	調査数 (本)	超過数 (本)	基準の種類	基準値
シマジン	5	892	0	0	0	0	320	0	評価基準	0.003 mg/L 以下
	6	2,284	0	0	18	0	553	0		
	7	2,445	0	0	22	0	509	0		
	8	2,380	0	0	7	0	534	0		
	9	2,369	0	0	16	0	598	0		
	10	2,826	0	0	41	0	194	0	環境基準	0.003 mg/L 以下
	11	2,549	0	0	2	0	190	0		
	12	2,508	0	0	10	0	174	0		
	13	2,638	0	0	7	0	205	0		
	14	2,547	0	0	3	0	258	0		
	15	2,614	0	0	2	0	233	0		
	16	2,628	0	0	4	0	204	0		
	17	2,402	0	0	4	0	222	0		
	18	2,478	0	0	1	0	92	0		
	19	2,471	0	0	3	0	81	0		
	20	2,391	0	0	15	0	91	0		
	21	2,643	0	0	0	0	52	0		
	22	2,563	0	0	14	0	47	0		
	23	2,420	0	0	1	0	32	0		
	24	2,448	0	0	1	0	34	0		
25	2,457	0	0	2	0	34	0			
26	2,260	0	0	3	0	33	0			
27	2,238	0	0	7	0	36	0			
28	2,264	0	0	1	0	34	0			
チオベンカル ブ	5	892	0	0	0	0	320	0	評価基準	0.02 mg/L 以下
	6	2,287	0	0	5	0	550	0		
	7	2,444	0	0	12	0	507	0		
	8	2,377	0	0	7	0	532	0		
	9	2,381	0	0	16	0	598	0		
	10	2,759	0	0	8	0	194	0	環境基準	0.02 mg/L 以下
	11	2,476	0	0	2	0	186	0		
	12	2,453	0	0	10	0	171	0		
	13	2,575	0	0	2	0	201	0		
	14	2,487	0	0	3	0	258	0		
	15	2,573	0	0	2	0	233	0		
	16	2,539	0	0	4	0	204	0		
	17	2,319	0	0	4	0	222	0		
	18	2,409	0	0	1	0	92	0		
	19	2,399	0	0	0	0	81	0		
	20	2,327	0	0	15	0	90	0		
	21	2,583	0	0	0	0	52	0		
	22	2,506	0	0	14	0	47	0		
	23	2,419	0	0	1	0	32	0		
	24	2,448	0	0	1	0	34	0		
25	2,456	0	0	2	0	34	0			
26	2,260	0	0	3	0	33	0			
27	2,238	0	0	7	0	36	0			
28	2,263	0	0	1	0	34	0			

注 1: 超過数とは、測定当時の基準を超過した井戸の数であり、超過率とは、調査数に対する超過数の割合である。  
地下水の水質汚濁に係る環境基準は、平成9年に設定されたものであり、それ以前の基準は、評価基準あるいは暫定指導  
指針とされていた。

注 2: 平成 21 年度から定期モニタリング調査は継続監視調査へ調査区分が変更。

調査項目	年度	概況調査			汚染井戸 周辺地区調査		継続監視調査又は 定期モニタリング調査		備考	
		調査数 (本)	超過数 (本)	超過率 (%)	調査数 (本)	超過数 (本)	調査数 (本)	超過数 (本)	基準の種類	基準値
ベンゼン	5	909	1	0.1	36	1	335	0	評価基準	0.01 mg/L 以下
	6	2,506	0	0	124	1	659	0		
	7	2,661	0	0	173	6	573	2		
	8	2,618	0	0	186	0	729	2		
	9	2,695	0	0	106	4	815	2	環境基準	0.01 mg/L 以下
	10	3,536	0	0	178	4	451	2		
	11	3,610	0	0	243	2	442	0		
	12	3,436	0	0	211	1	425	1		
	13	3,324	0	0	266	1	496	11		
	14	3,563	1	0.0	136	1	544	6		
	15	3,590	0	0	118	0	606	4		
	16	3,524	0	0	107	0	604	3		
	17	3,389	2	0.1	122	1	517	3		
	18	3,485	0	0	96	0	466	3		
	19	3,396	0	0	168	4	410	2		
	20	3,238	0	0	156	0	431	5		
	21	3,277	0	0	139	1	367	4		
	22	3,106	0	0	177	0	353	3		
	23	3,044	0	0	154	0	302	3		
	24	2,999	0	0	158	0	324	3		
25	3,010	0	0	104	1	293	4			
26	2,751	1	0.0	193	0	320	4			
27	2,717	0	0	59	0	322	4			
28	2,722	0	0	92	1	290	5			
セレン	5	940	0	0	0	0	330	0	評価基準	0.01 mg/L 以下
	6	2,263	0	0	38	0	555	0		
	7	2,336	0	0	28	0	518	0		
	8	2,230	0	0	29	0	550	0		
	9	2,229	0	0	46	1	595	1	環境基準	0.01 mg/L 以下
	10	2,935	0	0	41	0	198	0		
	11	2,758	0	0	27	0	192	0		
	12	2,634	0	0	36	0	193	0		
	13	2,600	0	0	24	0	203	0		
	14	2,650	0	0	37	1	272	0		
	15	2,919	0	0	24	0	276	0		
	16	2,698	1	0.0	32	0	242	0		
	17	2,599	1	0.0	48	0	218	0		
	18	2,713	0	0	35	0	119	0		
	19	2,830	0	0	46	0	157	0		
	20	2,624	0	0	64	0	208	0		
	21	2,965	0	0	21	0	81	0		
	22	2,818	0	0	49	0	58	0		
	23	2,738	0	0	23	0	47	0		
	24	2,725	0	0	22	0	46	0		
25	2,720	0	0	24	0	46	0			
26	2,533	0	0	20	0	48	0			
27	2,482	0	0	31	0	47	0			
28	2,494	0	0	22	0	49	0			

注 1: 超過数とは、測定当時の基準を超過した井戸の数であり、超過率とは、調査数に対する超過数の割合である。  
地下水の水質汚濁に係る環境基準は、平成9年に設定されたものであり、それ以前の基準は、評価基準あるいは暫定指導指針とされていた。

注 2: 平成 21 年度から定期モニタリング調査は継続監視調査へ調査区分が変更。

調査項目	年度	概況調査			汚染井戸 周辺地区調査		継続監視調査又は 定期モニタリング調査		備考	
		調査数 (本)	超過数 (本)	超過率 (%)	調査数 (本)	超過数 (本)	調査数 (本)	超過数 (本)	基準の種類	基準値
硝酸性窒素 及び亜硝酸 性窒素	11	3,374	173	5.1	650	182	807	66	環境基準	10 mg/L 以下
	12	4,167	253	6.1	1,682	479	988	165		
	13	4,017	231	5.8	1,343	535	1,113	272		
	14	4,207	247	5.9	1,199	296	1,324	423		
	15	4,288	280	6.5	1,101	309	1,504	501		
	16	4,260	235	5.5	928	283	1,750	637		
	17	4,122	174	4.2	714	221	1,815	651		
	18	4,193	179	4.3	789	266	1,732	715		
	19	4,232	172	4.1	608	128	1,654	729		
	20	3,830	167	4.4	461	96	1,945	757		
	21	3,895	149	3.8	500	96	1,713	788		
	22	3,361	144	4.3	691	160	1,723	813		
	23	3,227	117	3.6	427	89	1,677	796		
	24	3,240	117	3.6	401	94	1,625	769		
	25	3,289	107	3.3	389	60	1,629	760		
	26	3,084	90	2.9	266	42	1,661	733		
	27	3,033	105	3.5	352	87	1,642	720		
28	2,976	107	3.6	378	61	1,613	654			
ふっ素	11	2,049	24	1.2	147	12	268	9	環境基準	0.8 mg/L 以下
	12	3,276	25	0.8	658	112	417	19		
	13	3,558	25	0.7	285	31	839	53		
	14	4,117	16	0.4	207	31	446	80		
	15	3,934	27	0.7	218	29	455	83		
	16	3,542	19	0.5	142	18	441	89		
	17	3,703	30	0.8	270	47	601	108		
	18	3,817	32	0.8	190	41	536	103		
	19	3,890	41	1.1	203	46	376	114		
	20	3,537	23	0.7	185	10	582	148		
	21	3,527	17	0.5	155	5	365	138		
	22	3,088	20	0.6	253	20	380	156		
	23	3,027	21	0.7	184	14	362	158		
	24	2,964	18	0.6	142	5	391	151		
	25	2,983	16	0.5	113	7	417	162		
	26	2,783	26	0.9	120	12	422	167		
	27	2,755	16	0.6	129	9	427	175		
28	2,807	16	0.6	113	13	413	176			
ほう素	11	1,752	2	0.1	27	0	219	4	環境基準	1 mg/L 以下
	12	3,210	16	0.5	231	4	314	5		
	13	3,408	14	0.4	141	20	738	9		
	14	3,989	5	0.1	217	12	287	15		
	15	3,819	9	0.2	157	12	297	20		
	16	3,499	8	0.2	92	1	291	26		
	17	3,342	5	0.1	145	9	396	32		
	18	3,396	8	0.2	59	4	301	39		
	19	3,289	6	0.2	71	1	199	35		
	20	3,149	9	0.3	62	2	220	39		
	21	3,068	7	0.2	48	0	203	45		
	22	2,956	9	0.3	176	11	176	44		
	23	2,926	7	0.2	101	11	162	41		
	24	2,868	3	0.1	68	3	176	43		
	25	2,891	9	0.3	67	6	181	42		
	26	2,676	7	0.3	50	5	174	43		
	27	2,635	5	0.2	50	3	179	44		
28	2,631	3	0.1	56	1	177	40			

注 1: 超過数とは、測定当時の基準を超過した井戸の数であり、超過率とは、調査数に対する超過数の割合である。  
地下水の水質汚濁に係る環境基準は、平成9年に設定されたものであり、それ以前の基準は、評価基準あるいは暫定指導  
指針とされていた。

注 2: 平成 21 年度から定期モニタリング調査は継続監視調査へ調査区分が変更。

調査項目	年度	概況調査			汚染井戸 周辺地区調査		継続監視調査又は 定期モニタリング調査		備考	
		調査数 (本)	超過数 (本)	超過率 (%)	調査数 (本)	超過数 (本)	調査数 (本)	超過数 (本)	基準の種類	基準値
塩化ビニルモノマー	21	179	0	0	25	0	23	8	環境基準	0.002 mg/L 以下
	22	2,311	4	0.2	282	5	852	48		
	23	2,764	7	0.3	295	13	1,189	57		
	24	2,716	1	0.0	273	14	1,365	83		
	25	2,679	5	0.2	244	1	1,381	92		
	26	2,495	2	0.1	357	8	1,374	94		
	27	2,474	0	0	248	1	1,346	91		
	28	2,448	1	0.0	256	2	1,344	87		
1,2-ジクロロエチレン	21	138	0	0	107	0	97	8	環境基準	0.04 mg/L 以下
	22	2,935	0	0	325	3	1,833	160		
	23	3,133	3	0.1	321	5	1,846	162		
	24	3,097	2	0.1	427	13	1,826	154		
	25	3,043	2	0.1	376	4	1,808	148		
	26	2,831	0	0	388	7	1,758	143		
	27	2,801	1	0.0	262	1	1,731	137		
	28	2,769	2	0.1	325	2	1,673	120		
1,4-ジオキサン	21	226	0	0	22	0	0	0	環境基準	0.05 mg/L 以下
	22	2,456	0	0	52	0	116	0		
	23	2,731	1	0.0	61	1	83	1		
	24	2,672	1	0.0	26	2	92	2		
	25	2,701	0	0	31	0	102	3		
	26	2,519	0	0	149	2	143	4		
	27	2,483	2	0.1	53	2	133	4		
	28	2,463	0	0	18	0	109	5		

注1: 超過数とは、測定当時の基準を超過した井戸の数であり、超過率とは、調査数に対する超過数の割合である。  
地下水の水質汚濁に係る環境基準は、平成9年に設定されたものであり、それ以前の基準は、評価基準あるいは暫定指導指針とされていた。

注2: 平成21年度から定期モニタリング調査は継続監視調査へ調査区分が変更。

(参考) 平成6～10年度地下水質要監視項目測定結果

調査項目	年度	調査数 (本)	超過数 (本)	超過率 (%)	指針値
硝酸性窒素 及び亜硝酸 性窒素	6	1,685	47	2.8	10 mg/L 以下
	7	1,945	98	5.0	
	8	1,918	94	4.9	
	9	2,654	173	6.5	
	10	3,897	244	6.3	
ふっ素	6	571	6	1.1	0.8 mg/L 以下
	7	612	3	0.5	
	8	567	7	1.2	
	9	648	4	0.6	
	10	855	14	1.6	
ほう素	6	154	1	0.6	0.2 mg/L 以下
	7	157	1	0.6	
	8	192	0	0	
	9	215	1	0.5	
	10	558	1	0.2	

注: 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ素、ほう素は、平成5年に要監視項目として設定され、平成11年に環境基準項目に移行した。その間、平成6年度から10年度まで要監視項目として行われた測定の結果をまとめた。超過数は、現在の環境基準値を超過した井戸の数である。

## 参考資料 7 高濃度検出井戸における汚染原因及び対策等の状況

地下水において環境基準を超える汚染が判明した場合は、都道府県及び水質汚濁防止法政令市（以下、「都道府県等」という。）によって、人の健康を保護する観点から飲用指導等利用面からの措置、汚染範囲や汚染源の特定等の調査、また、地下水の用途等を考慮しつつ浄化等の対策の指導が行われている。

平成 28 年度調査結果において環境基準を超過した井戸のうち、特に高濃度であった井戸（及びその周辺）における汚染原因及び対策等の状況についてとりまとめを行った。

### （１）対象井戸

水質汚濁防止法第 15 条第 1 項及び第 2 項に基づく地下水質測定結果において以下に該当する井戸とした。

- ① 環境基準を超過した項目の最高濃度を検出した井戸
- ② 環境基準の 100 倍以上の濃度を検出した井戸
- ③ 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素については高濃度を検出した井戸の上位 10 本の井戸

※濃度は調査区分ごとの年平均値

### （２）各欄の記述内容について

環境省が都道府県等を対象に毎年度実施している「地下水汚染に関するアンケート調査」の回答を基に記載した。調査の回答については選択式としたが、一部、都道府県又は水質汚濁防止法政令市によって補足説明が追加されている。各項目の詳細は以下のとおり。

#### ○周辺の地下水の用途（汚染判明以前）

汚染が判明する以前の地下水の用途である。水質汚濁防止法第 15 条第 1 項及び第 2 項に基づく測定を行ったその井戸に限らず、その周辺の地下水の用途を示している。

#### ○汚染判明後の飲用指導等の措置の状況

「井戸所有者へ飲用・使用方法指導」

井戸水を飲用しないこと、揮発性有機化合物による汚染の場合は煮沸して飲用すること等、飲用方法や使用方法についての指導内容について記載している。

#### ○汚染原因

汚染原因の把握状況として、「特定」、「推定」、「不明」の選択肢があり、「特定」又は「推定」であった場合は、汚染原因を次の選択肢から選択するようにしている。

- ① 工場・事業場の排水・廃液・原料等
- ② 廃棄物
- ③ 家畜排せつ物
- ④ 施肥
- ⑤ 生活排水
- ⑥ 自然的要因
- ⑦ その他

なお、「特定」と「推定」の別は、回答を行った地方公共団体の定義や判断による。

○汚染原因者業種

汚染原因者が特定又は推定されている場合、汚染原因者の主たる業種について「日本標準産業分類」（総務省）による業種分類から選択されている。

○硝酸性窒素対策

硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素による地下水汚染対策について、記載している。



地下水質測定結果（水濁法第15条第1項及び第2項に基づく常時監視）					地下水汚染の状況							
項目	順位	調査区分	濃度 (mg/L) (環境基準比)	所在地	汚染 判明 年度	周辺の 地下水の用途 (汚染判明以前)	汚染判明後の 飲用指導等の 措置の状況	汚染原因及びその対応等			地下水浄化等対策	
								汚染原因	汚染原因者業種	原因者に対する地方公共 団体の対応・指導	浄化等対策の内容	対策の 実施主体
カドミウム	1	継続監視 調査	0.0081 (2.7倍)	福島県只見町蒲生	2011	個人等の飲用水、 生活用水	井戸所有者への飲用方 法・使用方法の指導、上 水道への切り替え	自然由来	—	—	対策の予定はない（自然由 来であるため）	—
鉛	1	継続監視 調査	0.081 (8.1倍)	兵庫県朝来市生野町 竹原野	1994	利用していない	井戸所有者への飲用方 法・使用方法の指導	自然由来	—	—	対策の予定はない（近傍に 汚染原因となる工場事業場 等はなく地質に由来するも のと推定されるため）	—
六価クロム	1	汚染井戸 周辺地区 調査	8.1 (162倍)	佐賀県鳥栖市原	1993	個人等の飲用水、 生活用水、工業用 水	井戸所有者への飲用方 法・使用方法の指導、上 水道への切り替え	—	—	—	—	—
砒素	1	継続監視 調査	0.73 (73倍)	兵庫県猪名川町	2015	生活用水	井戸所有者への飲用方 法・使用方法の指導	自然由来	—	—	対策の予定はない（近傍に 汚染原因となる工場事業場 等はなく地質に由来するも のと推定されるため）	—
総水銀	1	継続監視 調査	0.041 (82倍)	岐阜県多治見市大針 町	2015	個人等の飲用水、 生活用水	井戸所有者への飲用方法・ 使用方法の指導	—	—	—	対策の予定はない（自然由 来としての可能性が高く、 浄化は不可能である）	—
P C B	1	継続監視 調査	0.001 (—)	岩手県雫石町板橋	2013	生活用水	井戸所有者への飲用方 法・使用方法の指導、上 水道への切り替え	—	—	—	対策の予定はない（上水道 の整備が完了し、周辺の井 戸で飲用利用が無くなった ため）	—
P C B	2	継続監視 調査	0.0044 (—)	宮城県仙台市太白区	2013	生活用水	井戸所有者への飲用方法・ 使用方法の指導	—	—	—	対策の予定はない（個人所 有の井戸で、現在未使用で ある。又周辺に飲用井戸は 存在しない）	—
四塩化炭素	1	継続監視 調査	0.021 (11倍)	静岡市清水区三保	1998	生活用水、工業用 水	井戸所有者への飲用方法・ 使用方法の指導、上水道 への切り替え	工場・事業場の 排水・廃液・原 料等	有機化学工業製 品製造業	水濁法第14条の3の浄化措 置命令を背景とした浄化指 導	地下水揚水処理、バイオレ メディエーション、汚染土 壌の処理	汚染原因者

地下水質測定結果（水濁法第15条第1項及び第2項に基づく常時監視）					地下水汚染の状況							
項目	順位	調査区分	濃度（mg/L） （環境基準比）	所在地	汚染 判明 年度	周辺の 地下水の用途 （汚染判明以前）	汚染判明後の 飲用指導等の 措置の状況	汚染原因及びその対応等			地下水浄化等対策	
								汚染原因	汚染原因者業種	原因者に対する地方公共 団体の対応・指導	浄化等対策の内容	対策の 実施主体
塩化ビニルモノマー	1	継続監視 調査	4.8 (2400倍)	秋田県由利本荘市大浦	1998	生活用水	特に対応していない	工場・事業場の 排水・廃液・原 料等	電子デバイス製 造業	行政指導	地下水揚水処理	汚染原因者
塩化ビニルモノマー	2	継続監視 調査	2.3 (1150倍)	栃木県栃木市菌部町 4	2011	不明	井戸所有者への飲用方法・ 使用方法の指導、上水道 への切り替え	工場・事業場の 排水・廃液・原 料等	事業場跡地	行政指導	対策の予定はない（下流地 区における上水道の布設工 事及び定期メンテナンスを 実施する）	汚染原因者以外 の土地の所有者
塩化ビニルモノマー	3	継続監視 調査	1.1 (550倍)	栃木県野木町潤島	1999	生活用水	井戸所有者への飲用方法・ 使用方法の指導、その他	工場・事業場の 排水・廃液・原 料等	電気照明器具製 造業	行政指導	地下水揚水処理	汚染原因者
塩化ビニルモノマー	4	継続監視 調査	0.74 (370倍)	大阪府高槻市桃園町	1981	上水道源	特に対応していない	工場・事業場の 排水・廃液・原 料等	医薬品製造業	行政指導	地下水揚水処理、原位置処 理、汚染土壌の処理	複数の汚染原因 者
塩化ビニルモノマー	5	継続監視 調査	0.73 (365倍)	新潟県上越市新光町	1991	生活用水	井戸所有者への飲用方法・ 使用方法の指導、その他	工場・事業場の 排水・廃液・原 料等	洗濯業	対応していない（指導によ り浄化対策実施中のた め。）	地下水揚水処理、土壌ガス 吸引処理	汚染原因者、そ の他（環境庁地 下水浄化汎用装 置開発普及調査 の実証試験サイ ト）
塩化ビニルモノマー	6	継続監視 調査	0.71 (355倍)	大阪府高槻市桃園町	1981	上水道源	特に対応していない	工場・事業場の 排水・廃液・原 料等	医薬品製造業	行政指導	地下水揚水処理、原位置処 理、汚染土壌の処理	複数の汚染原因 者
塩化ビニルモノマー	7	継続監視 調査	0.71 (355倍)	福岡県福岡市花畑	1983	生活用水	井戸所有者への飲用方法・ 使用方法の指導、上水道 への切り替え、その他	工場・事業場の 排水・廃液・原 料等	洗濯業	行政指導	地下水揚水処理、土壌ガス 吸引処理、汚染土壌の処理	汚染原因者以外 の土地の所有者
塩化ビニルモノマー	8	継続監視 調査	0.43 (215倍)	新潟県弥彦村美山	1989	生活用水	井戸所有者への飲用方法・ 使用方法の指導、その他	工場・事業場の 排水・廃液・原 料等	洋食器・刃物・ 手道具・金物類 製造業	行政指導	地下水揚水処理	汚染原因者

地下水質測定結果（水濁法第15条第1項及び第2項に基づく常時監視）					地下水汚染の状況							
項目	順位	調査区分	濃度 (mg/L) (環境基準比)	所在地	汚染 判明 年度	周辺の 地下水の用途 (汚染判明以前)	汚染判明後の 飲用指導等の 措置の状況	汚染原因及びその対応等			地下水浄化等対策	
								汚染原因	汚染原因者業種	原因者に対する地方公共 団体の対応・指導	浄化等対策の内容	対策の 実施主体
塩化ビニルモノマー	9	継続監視調査	0.36 (180倍)	大阪府堺市美原区今井	1999	生活用水	井戸所有者への飲用方法・使用方法の指導	—	—	—	—	—
塩化ビニルモノマー	10	継続監視調査	0.20 (100倍)	新潟県燕市燕	2005	生活用水	井戸所有者への飲用方法・使用方法の指導、その他	工場・事業場の排水・廃液・原料等	金属製品製造業	水濁法第14条の3の浄化措置命令を背景とした浄化指導	地下水揚水処理	汚染原因者
1, 1-ジクロロエチレン	1	継続監視調査	0.3 (3倍)	千葉県野田市木間ヶ瀬	1993	個人等の飲用水、生活用水	井戸所有者への飲用方法・使用方法の指導、上水道への切り替え	工場・事業場の排水・廃液・原料等	産業廃棄物処理業	行政指導	その他の処理（地下空気汚染対策実施中）	汚染原因者
1, 2-ジクロロエチレン	1	継続監視調査	20 (500倍)	栃木県栃木市菌部町	2011	不明	井戸所有者への飲用方法・使用方法の指導、上水道への切り替え	工場・事業場の排水・廃液・原料等	事業場跡地	行政指導	対策の予定はない（下流地区における上水道の布設工事及び定期モニタリングを実施する）	汚染原因者以外の土地の所有者
1, 2-ジクロロエチレン	2	継続監視調査	15 (375倍)	秋田県由利本荘市大浦	1998	生活用水	特に対応していない	工場・事業場の排水・廃液・原料等	電子デバイス製造業	行政指導	地下水揚水処理	汚染原因者
1, 2-ジクロロエチレン	3	継続監視調査	7.4 (185倍)	神奈川県川崎市川崎区堤根	1998	生活用水	井戸所有者への飲用方法・使用方法の指導	—	—	—	—	—
1, 2-ジクロロエチレン	4	継続監視調査	7.1 (178倍)	千葉県松戸市松飛台	1986	生活用水、工業用水、農業用水	井戸所有者への飲用方法・使用方法の指導、上水道への切り替え	—	—	—	地下水揚水処理、汚染土壌の処理	地方公共団体
1, 2-ジクロロエチレン	5	継続監視調査	5.8 (145倍)	大阪府高槻市桃園町	1981	上水道源	特に対応していない	工場・事業場の排水・廃液・原料等	医薬品製造業	行政指導	地下水揚水処理、原位置処理、汚染土壌の処理	複数の汚染原因者

地下水質測定結果（水濁法第15条第1項及び第2項に基づく常時監視）					地下水汚染の状況							
項目	順位	調査区分	濃度（mg/L） （環境基準比）	所在地	汚染判明 年度	周辺の 地下水の用途 （汚染判明以前）	汚染判明後の 飲用指導等の 措置の状況	汚染原因及びその対応等			地下水浄化等対策	
								汚染原因	汚染原因者業種	原因者に対する地方公共 団体の対応・指導	浄化等対策の内容	対策の 実施主体
1, 2-ジクロロエチレン	6	継続監視 調査	5.0 (125倍)	新潟県弥彦村美山	1989	生活用水	井戸所有者への飲用方法・ 使用方法の指導、その他	工場・事業場の 排水・廃液・原 料等	洋食器・刃物・ 手道具・金物類 製造業	行政指導	地下水揚水処理	汚染原因者
1, 1, 2-トリクロロエタン	1	概況調査	0.023 (4倍)	加古川市尾上町長 田・池田	2003	利用していない	汚染措置観測井戸	下水管のひび割 れより漏出	公共機関	行政指導	地下水揚水処理	汚染原因者
トリクロロエチレン	1	継続監視 調査	39 (3900倍)	福岡県福岡市香椎駅 前	1997	生活用水	井戸所有者への飲用方法・ 使用方法の指導、上水道 への切り替え	—	—	—	—	—
トリクロロエチレン	2	継続監視 調査	24 (2400倍)	栃木県栃木市菌部町	2011	不明	井戸所有者への飲用方法・ 使用方法の指導、上水道 への切り替え	工場・事業場の 排水・廃液・原 料等	事業場跡地	行政指導	対策の予定はない（下流地 区における上水道の布設工 事及び定期メンテナンスを 実施する）	汚染原因者以外 の土地の所有者
トリクロロエチレン	3	継続監視 調査	3.6 (360倍)	福井県越前町小曾原 （南部）	1998	個人等の飲用水、 生活用水	井戸所有者への飲用方法・ 使用方法の指導	工場・事業場の 排水・廃液・原 料等	電子デバイス製 造業	水濁法第14条の3の浄化措 置命令を背景とした浄化指 導	地下水揚水処理、原位置処 理、土壌ガス吸引処理、そ の他の処理（バリア井戸の 設置）	汚染原因者
トリクロロエチレン	4	継続監視 調査	3.3 (330倍)	秋田県由利本荘市大 浦	1998	生活用水	特に対応していない	工場・事業場の 排水・廃液・原 料等	電子デバイス製 造業	行政指導	地下水揚水処理	汚染原因者
トリクロロエチレン	5	継続監視 調査	2.9 (290倍)	大阪府八尾市竹濑西	2011	生活用水	井戸所有者への飲用方法・ 使用方法の指導	—	—	—	—	—
トリクロロエチレン	6	継続監視 調査	2.2 (220倍)	埼玉県東松山市新郷	2002	生活用水、工業用 水、農業用水	井戸所有者への飲用方法・ 使用方法の指導	—	—	—	—	—

地下水質測定結果（水濁法第15条第1項及び第2項に基づく常時監視）					地下水汚染の状況							
項目	順位	調査区分	濃度 (mg/L) (環境基準比)	所在地	汚染判明 年度	周辺の 地下水の用途 (汚染判明以前)	汚染判明後の 飲用指導等の 措置の状況	汚染原因及びその対応等			地下水浄化等対策	
								汚染原因	汚染原因者業種	原因者に対する地方公共 団体の対応・指導	浄化等対策の内容	対策の 実施主体
トリクロロエチレン	7	継続監視調査	2.1 (210倍)	千葉県船橋市海神2丁目	2015	個人等の飲用水、生活用水	井戸所有者への飲用方法・使用方法の指導	—	—	—	対策の予定はない（汚染の原因と考えられるものが多数あり、継続的であるため）	—
トリクロロエチレン	8	継続監視調査	1.8 (180倍)	大阪府四條畷市砂	2010	生活用水（散水等）	井戸所有者への飲用方法の指導	不明	—	—	対策の予定はない（汚染原因が特定できないため）	—
トリクロロエチレン	9	継続監視調査	1.7 (170倍)	愛知県大府市追分町	2013	個人等の飲用水、生活用水	井戸所有者への飲用方法・使用方法の指導	原因不明	—	—	対策の予定はない（原因不明のため）	—
トリクロロエチレン	10	継続監視調査	1.0 (100倍)	兵庫県明石市魚住町	2002	生活用水、観測井戸	井戸所有者への飲用方法・使用方法の指導	工場・事業場の排水・廃液・原料等	洗濯業	行政指導	地下水揚水処理、土壌ガス吸引処理	汚染原因者
トリクロロエチレン	10	継続監視調査	1.0 (100倍)	愛知県犬山市前原	1999	個人等の飲用水、生活用水、農業用水	井戸所有者への飲用方法・使用方法の指導	廃棄物（最終処分場）	自動車・同附属品製造業	行政指導	地下水揚水処理	汚染原因者
テトラクロロエチレン	1	継続監視調査	17 (1700倍)	兵庫県明石市魚住町	2002	生活用水、観測井戸	井戸所有者への飲用方法・使用方法の指導	工場・事業場の排水・廃液・原料等	洗濯業	行政指導	地下水揚水処理、土壌ガス吸引処理	汚染原因者
テトラクロロエチレン	2	継続監視調査	8.8 (880倍)	福岡県福岡市香椎駅前	1997	生活用水	井戸所有者への飲用方法・使用方法の指導、上水道への切り替え	—	—	—	—	—
テトラクロロエチレン	3	継続監視調査	7.6 (760倍)	千葉県船橋市二宮2丁目	1989	個人等の飲用水、生活用水	井戸所有者への飲用方法・使用方法の指導、上水道への切り替え、その他	工場・事業場の排水・廃液・原料等	—	行政指導	地下水揚水処理	地方公共団体（汚染原因者の特定ができないため）

地下水質測定結果（水濁法第15条第1項及び第2項に基づく常時監視）					地下水汚染の状況							
項目	順位	調査区分	濃度 (mg/L) (環境基準比)	所在地	汚染 判明 年度	周辺の 地下水の用途 (汚染判明以前)	汚染判明後の 飲用指導等の 措置の状況	汚染原因及びその対応等			地下水浄化等対策	
								汚染原因	汚染原因者業種	原因者に対する地方公共 団体の対応・指導	浄化等対策の内容	対策の 実施主体
テトラクロロ エチレン	4	継続監視 調査	5.4 (540倍)	千葉県松戸市六実3 丁目	1989	生活用水	井戸所有者への飲用方法・ 使用方法の指導、上水道 への切り替え	—	—	—	—	—
テトラクロロ エチレン	5	継続監視 調査	4.2 (420倍)	福岡県福岡市香椎駅 前	1997	生活用水	井戸所有者への飲用方法・ 使用方法の指導、上水道 への切り替え	—	—	—	—	—
テトラクロロ エチレン	6	継続監視 調査	3.3 (330倍)	熊本県熊本市向山・ 春竹地区	1985	個人等の飲用水、 生活用水、工業用 水、その他	井戸所有者への飲用方法・ 使用方法の指導、上水道 への切り替え	—	—	—	地下水揚水処理	地方公共団体
テトラクロロ エチレン	7	継続監視 調査	2.8 (280倍)	福島県浅川町浅川Ⅱ	1990	生活用水	井戸所有者への飲用方法・ 使用方法の指導	工場・事業場の 排水・廃液・原 料等	洗濯業	行政指導	地下水揚水処理、土壌ガス 吸引処理	汚染原因者
テトラクロロ エチレン	8	継続監視 調査	1.5 (150倍)	千葉県船橋市二宮1 丁目	1989	個人等の飲用水、 生活用水	井戸所有者への飲用方 法・使用方法の指導、上 水道への切り替え、その 他	工場・事業場の 排水・廃液・原 料等	—	行政指導	地下水揚水処理	地方公共団体 (汚染原因者の 特定ができない ため)
テトラクロロ エチレン	8	継続監視 調査	1.5 (150倍)	大阪府高槻市宮田町	1999	利用していない	特に対応していない	工場・事業場の 排水・廃液・原 料等	ポンプ・圧縮機 製造業	行政指導	地下水揚水処理、土壌ガス 吸引処理	汚染原因者
テトラクロロ エチレン	10	継続監視 調査	1.4 (140倍)	兵庫県明石市大久保 町	1987	生活用水	井戸所有者への飲用方法・ 使用方法の指導、上水道 への切り替え、その他	工場・事業場の 排水・廃液・原 料等	洗濯業	廃棄物及び汚染表土の除 去、上水道の整備	地下水揚水処理、土壌ガス 吸引処理、汚染土壌の処理	地方公共団体 (明石市：環境 省「地下水浄化 汎用装置開発普 及調査」事業 等)
テトラクロロ エチレン	11	継続監視 調査	1.2 (120倍)	千葉県船橋市前原西 8丁目	1989	個人等の飲用水、 生活用水	井戸所有者への飲用方法・ 使用方法の指導、上水道 への切り替え、その他	工場・事業場の 排水・廃液・原 料等	—	行政指導	地下水揚水処理	地方公共団体 (汚染原因者の 特定ができない ため)

地下水質測定結果（水濁法第15条第1項及び第2項に基づく常時監視）					地下水汚染の状況							
項目	順位	調査区分	濃度（mg/L） （環境基準比）	所在地	汚染判明 年度	周辺の 地下水の用途 （汚染判明以前）	汚染判明後の 飲用指導等の 措置の状況	汚染原因及びその対応等			地下水浄化等対策	
								汚染原因	汚染原因者業種	原因者に対する地方公共 団体の対応・指導	浄化等対策の内容	対策の 実施主体
テトラクロロ エチレン	12	継続監視 調査	1.1 (110倍)	千葉県千葉市若葉区 小倉台6丁目	1991	不明	井戸所有者への飲用方法・ 使用方法の指導、上水道 への切り替え	—	—	—	—	—
テトラクロロ エチレン	12	継続監視 調査	1.1 (110倍)	加古川市尾上町長 田・池田	2003	利用していない	汚染措置観測井戸	下水管のひび割 れより漏出	公共機関	行政指導	地下水揚水処理	汚染原因者
テトラクロロ エチレン	14	継続監視 調査	1.0 (100倍)	千葉県船橋市二宮2 丁目	1989	個人等の飲用水、 生活用水	井戸所有者への飲用方法・ 使用方法の指導、上水道 への切り替え、その他	工場・事業場の 排水・廃液・原 料等	—	行政指導	地下水揚水処理	地方公共団体 （汚染原因者の 特定ができない ため）
テトラクロロ エチレン	14	継続監視 調査	1.0 (100倍)	福岡県北九州市門司 区原町別院	1985	生活用水	井戸所有者への飲用方法・ 使用方法の指導、その他	工場・事業場の 排水・廃液・原 料等	洗濯業	対応していない（蓋然性が 高いが汚染原因者の特定に は至らないため）	対策の予定はない（汚染原 因の特定には至っていない ため、効果的な対策を講じ ることができない。当面の 間、定期モニタリングを実 施し対応する。）	—
ベンゼン	1	継続監視 調査	3.4 (340倍)	熊本県熊本市田崎B 地区	2015	個人等の飲用水、 生活用水、工業用 水	井戸所有者への飲用方法・ 使用方法の指導	工場・事業場の 排水・廃液・原 料等	燃料小売業	行政指導	地下水揚水処理	汚染原因者
硝酸性窒素及 び亜硝酸性窒 素	1	継続監視 調査	130 (13倍)	栃木県栃木市藤岡町 藤岡	2007	生活用水	井戸所有者への飲用方法・ 使用方法の指導	—	—	—	対策の予定はない（使用方 法の指導と定期モニタリ ングを実施する）	—
硝酸性窒素及 び亜硝酸性窒 素	2	継続監視 調査	93 (9倍)	埼玉県深谷市櫛引	2000	生活用水、農業用 水	井戸所有者への飲用方法・ 使用方法の指導、上水道 への切り替え	施肥	—	—	対策の予定はない（周辺 は、井戸水を飲用する地域 ではないため）	—
硝酸性窒素及 び亜硝酸性窒 素	3	継続監視 調査	74 (7倍)	埼玉県深谷市武蔵野	2009	生活用水	井戸所有者への飲用方法・ 使用方法の指導	施肥	—	—	対策の予定はない（周辺 は、井戸水を飲用する地域 ではないため）	—

地下水質測定結果（水濁法第15条第1項及び第2項に基づく常時監視）					地下水汚染の状況							
項目	順位	調査区分	濃度（mg/L） （環境基準比）	所在地	汚染 判明 年度	周辺の 地下水の用途 （汚染判明以前）	汚染判明後の 飲用指導等の 措置の状況	汚染原因及びその対応等			地下水浄化等対策	
								汚染原因	汚染原因者業種	原因者に対する地方公共 団体の対応・指導	浄化等対策の内容	対策の 実施主体
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	4	概況調査	70 (7倍)	群馬県みなかみ町上津	2016	個人等の飲用水	井戸所有者への飲用方法・使用方法の指導	家畜排せつ物、施肥、生活排水	—	—	対策の予定はない（汚染原因が施肥等面的であり県内全域に及ぶため、個別対応が困難）	—
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	5	継続監視調査	65 (7倍)	埼玉県上尾市平塚	2003	個人等の飲用水、生活用水	井戸所有者への飲用方法・使用方法の指導	施肥	—	—	対策の予定はない（飲用には使用しないため）	—
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	6	汚染井戸周辺地区調査	62 (6倍)	千葉県香取市	—	—	—	—	—	—	—	—
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	7	継続監視調査	61 (6倍)	宮城県仙台市宮城野区	2010	生活用水	井戸所有者への飲用方法・使用方法の指導	施肥	—	—	対策の予定はない（個人所有による井戸のため）	—
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	8	継続監視調査	57 (6倍)	茨城県土浦市常名	2015	個人等の飲用水、生活用水	井戸所有者への飲用方法・使用方法の指導、上水道への切り替え	施肥、生活排水	—	—	対策の予定はない（モニタリングを実施する。）	—
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	9	継続監視調査	54 (5倍)	神奈川県横浜市南区	—	—	—	—	—	—	—	—
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10	継続監視調査	52 (5倍)	埼玉県さいたま市緑区中野田	2003	生活用水	井戸所有者への飲用方法・使用方法の指導	—	—	—	対策の予定はない	—
ふっ素	1	継続監視調査	83 (104倍)	大阪府門真市東田町	2011	生活用水（散水）、工業用水	井戸所有者への飲用方法の指導	不明	—	—	対策の予定はない（汚染原因が特定できないため）	—



地下水質測定結果（水濁法第15条第1項及び第2項に基づく常時監視）					地下水汚染の状況							
項目	順位	調査区分	濃度（mg/L） （環境基準比）	所在地	汚染 判明 年度	周辺の 地下水の用途 （汚染判明以前）	汚染判明後の 飲用指導等の 措置の状況	汚染原因及びその対応等			地下水浄化等対策	
								汚染原因	汚染原因者業種	原因者に対する地方公共 団体の対応・指導	浄化等対策の内容	対策の 実施主体
ほう素	1	継続監視 調査	31 (31倍)	埼玉県毛呂山町滝の 入	2014	生活用水	井戸所有者への飲用方法・ 使用方法の指導	その他	—	—	対策の予定はない（原因者 が不明で、周辺に飲用井戸 がないため）	—

## 参考資料 8 要監視項目の測定結果について

要監視項目とは、「人の健康の保護に関連する物質ではあるが、公共用水域等における検出状況等からみて、直ちに環境基準とはせず、引き続き知見の集積に努めるべき物質」として、平成5年3月に設定された。その後、平成11年2月及び平成16年3月及び平成21年11月に改定され、現在は24項目を設定している。

平成28年度に都道府県等によって測定された、要監視項目の調査結果を下表に示す。平成28年度は611本の井戸において測定が行われ、全マンガン及びウランに指針値超過がみられた。

- ・全マンガン (287本中 51本 (超過率 17.8%))
- ・ウラン (220本中 4本 (超過率 1.8%))

表 要監視項目の測定結果

項目名	平成28年度				平成6～27年度				指針値 (mg/L以下)
	調査井戸数	超過数 (本)	超過率 (%)	調査都道府県数	調査井戸数	超過数 (本)	超過率 (%)	調査都道府県数	
クロホルム	399	0	0	26	11,542	0	0	42	0.06
1,2-ジクロロプロパン	366	0	0	23	8,331	0	0	40	0.06
p-ジクロロベンゼン	307	0	0	22	8,158	0	0	40	0.2
イソキサチオン	241	0	0	20	5,644	0	0	40	0.008
カシアジン	241	0	0	20	5,700	0	0	40	0.005
フェントロチオン (MEP)	230	0	0	19	5,675	1	0.0	40	0.003
イソプロチオラン	230	0	0	19	5,616	0	0	40	0.04
オキシ銅 (有機銅)	230	0	0	19	5,440	0	0	40	0.04
クロタロニル (TPN)	230	0	0	19	5,676	0	0	40	0.05
プロピサミト	230	0	0	19	5,644	0	0	40	0.008
E P N	333	0	0	19	10,223	0	0	41	0.006
ジクロロホス (DDVP)	230	0	0	19	5,588	0	0	40	0.008
フェノバルブ (BPMC)	230	0	0	19	5,578	0	0	40	0.03
イプロベンホス (IBP)	246	0	0	19	5,529	0	0	40	0.008
クロロニトロフェン (CNP)	230	-	-	19	6,046	-	-	41	-
トルエン	304	0	0	22	8,818	0	0	41	0.6
キシレン	304	0	0	22	8,822	1	0.0	41	0.4
フタル酸ジエチルヘキシル	182	0	0	17	5,255	1	0.0	40	0.06
ニッケル	262	-	-	20	7,343	-	-	40	-
モリブデン	211	0	0	19	5,924	2	0.0	40	0.07
アンチモン	268	0	0	20	7,019	1	0.0	40	0.02
エビクロロヒトリン	152	0	0	14	2,105	1	0.0	15	0.0004
全マンガン	287	51	17.8	17	3,999	420	10.5	21	0.2
ウラン	220	4	1.8	15	2,789	17	0.6	17	0.002

注1：都道府県の水質測定計画に基づき測定された結果をとりまとめたものである。

注2：超過数とは指針値を超過した井戸の数であり、超過率とは調査数に対する超過数の割合である。指針値超過の評価は年間平均値による。

平成6～27年までの超過井戸数は、測定当時の指針値を超過した本数を累計したものである。